

令和3年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第17号）						
招 集 年 月 日	令和4年3月8日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和4年3月8日 午前10時00分		議 長	徳 永 正 道	
	散 会	令和4年3月8日 午後 6時14分		議 長	徳 永 正 道	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 14名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	小 谷 節 雄	○	8	山 口 和 幸	○
	2	岩 本 恭 典	○	9	永 井 英 治	○
	3	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋 本 誠	○	12	溝 口 峰 男	○
	6	小 出 高 明	○	13	森 岡 勉	○
	7	豊 永 喜 一	○	14	徳 永 正 道	○
議事録署名議員	11番 小見田 和行 12番 溝 口 峰 男					
出席した議会書記	事務局長 山 本 祐 二 事務局書記 丸 山 修 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出 席 ○ 欠 席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	尾 鷹 一 範	○	教 育 長	米 良 隆 夫	○
	会 計 管 理 者	土 肥 克 也	○	教 育 課 長	出 田 茂	○
	総務課長	山 内 悟	○	健康推進 課 長	大 藪 哲 夫	○
	企画政策 課 長	船 津 宏	○	農林振興 課 長	万 江 幸 一 朗	○
	財政課長	田 中 伸 明	○	商工観光 課 長	山 口 和 久	○
	税務課長	池 上 聖 吾	○	建設課長	酒 井 裕 次	○
	町民課長	深 水 昌 彦	○	上下水道 課 長	林 敬 一	○
	生活福祉 課 長	蓑 田 輝 幸	○	農業委員会 事務局長	高 田 真 之	○
	高齢福祉 課 長	木 下 尚 宏	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第17号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 定例日の会議日程報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 議案第43号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 7 議案第45号 あさぎり町地域デジタル推進協議会条例の制定について
- 日程第 8 議案第46号 あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第47号 あさぎり町水道事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第48号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第49号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第52号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第53号 あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第54号 あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第55号 訴えの提起について
- 日程第18 議案第70号 あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第56号 令和3年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第20 議案第57号 令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第58号 令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第59号 令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第60号 令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第61号 令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第62号 令和4年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第26 議案第63号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第27 議案第64号 令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第28 議案第65号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第29 議案第66号 令和4年度あさぎり町水道事業会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第30 議案第67号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第31 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）
- 日程第32 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 定例日の会議日程報告
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告及び教育行政報告
日程第 5 施政方針
日程第 6 議案第 4 3 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 7 議案第 4 5 号 あさぎり町地域デジタル推進協議会条例の制定について
日程第 8 議案第 4 6 号 あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
日程第 9 議案第 4 7 号 あさぎり町水道事業基金条例の制定について
日程第 10 議案第 4 8 号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案第 4 9 号 あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案第 5 0 号 あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 13 議案第 5 1 号 あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 14 議案第 5 2 号 あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15 議案第 5 3 号 あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16 議案第 5 4 号 あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17 議案第 5 5 号 訴えの提起について
日程第 18 議案第 7 0 号 あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について
日程第 19 議案第 5 6 号 令和 3 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 8 号）について
日程第 20 議案第 5 7 号 令和 3 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 21 議案第 5 8 号 令和 3 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22 議案第 5 9 号 令和 3 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 23 議案第 6 0 号 令和 3 年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 24 議案第 6 1 号 令和 3 年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 25 議案第 6 2 号 令和 4 年度あさぎり町一般会計予算について（提案理由の説明）
日程第 26 議案第 6 3 号 令和 4 年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第 27 議案第 6 4 号 令和 4 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第 28 議案第 6 5 号 令和 4 年度あさぎり町介護保険特別会計予算について（提案理由の説明）
日程第 29 議案第 6 6 号 令和 4 年度あさぎり町水道事業会計予算について（提案理由の説明）
日程第 30 議案第 6 7 号 令和 4 年度あさぎり町下水道事業会計予算について（提案理由の説明）

日程第31 議案第68号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

日程第32 議案第69号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について（提案理由の説明）

午前10時00分 開 会

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。御着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和3年度あさぎり町議会第6回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例日の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、小見田和行議員。12番、溝口峰男議員を指名します。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時07分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について議会運営委員会が開催されておりますので、ここで小出議会運営委員長の報告を求めます。小出委員長。

◎議会運営委員長（小出 高明君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。3月2日、水曜日、午前10時より議事堂第2研修室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、御手元に配付のとおり本日より3月18日の金曜までとすることといたしました。会議に付する事件については、今回は28案件の提案が予定されておりますが、全ての議案を本会議において審議することといたします。なお、今回の定例会では、町長より示されます令和4年度施政方針を受けての一般質問を行うため、会議日程の変更を行っております。具体的には、一般質問を日程後半に行うこととし、まず本日は町長の施政方針説明の後、議案第43号と第45号から61号と議案第70号の条例制定、改正及び令和3年度補正予算の提案理由の説明と審議、採決を行い、議案第62号から第69号までの令和4年度一般会計予算及び各特別会計予算の提案のみを行います。9日と10日の2日間、議案第62号から第69号までの当初予算について詳細説明と質疑を行います。9日は厚生文教常任委員会所管課分と税務課分、10日は税務課を除く総務建設経済常任委員会所管課分といたします。今回も各課より説明補助員として、補助職員として課長補佐の出席を認めておりますので、詳細な質疑については極力この2日間で済ませていただきますようお願いいたします。また、役場の人事異動内示により新課長及び新課長補佐の予定者も参加いたしますのでよろしくお願いいたします。各課長を初め説明員におかれましては、説明資料の活用なども含めて簡潔で明瞭な説明や答弁を改めてお願いいたします。なお、11日と17日については、委員会等の開催のため、また、12日及び13日は休日のため休会といたします。引き続き14日から16日の3日間で一般質問を行います。今回は12名の議員の登壇が予定されておりますので、簡明で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位の御奮闘を期待いたします。最終日の18日は議案第62号から第69号までの令和4年度当初予算の総括質疑と採決、報告第16号及び要望審査報告を

行います。また、追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほどよろしくお願いいたします。昨年12月以降に受けた陳情、陳情書等の取扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。今回も新型コロナウイルス感染症対策のため、手指消毒やマスクの着用、休憩時間の窓の開閉に御協力いただきますようお願いいたします。その他、議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、各議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） したがって本定例日の日程は本日から3月18日までとします。

日程第3 諸般の報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、私、議長から報告いたします。1点目が、昨年12月定例議会の後の12月20日より21日にかけて、球磨郡町村議長会の研修を行いました。球磨郡管内主軸事業の要望ということで、9か町村議長会全員参加のもと、20日には総務省に金子総務大臣をお訪ねして直接要望書をお渡ししてお願いしたところでございます。要望実現のために全力を尽くすとの力強いお言葉をいただきました。その後、参議院会館に松村参議、馬場参議を訪問いたしまして、同様の要望を行い、夜には金子大臣、松村・馬場両国会議員の先生方と懇談会を開き、意見の交換を行ったところであります。2日目の21日には、相良村に建設計画が予定されております川辺川における流水型ダムの効果はどういうものなのか、どういう構造物なのかというなどの知識を高める必要があるという観点から、島根県益田市にある益田川ダム側を視察研修、ダムの管理所長の方よりお話を聞かせていただき、流水型ダムの災害防止効果が期待できることを実感してきたところであります。2点目に、郡の議長会で計画をしていました議員研修が新型コロナウイルス感染症の影響のために動画での研修となり、去る2月7日に県庁にて講演会の講師をお願いしておりました木村副知事に貴重な時間をいただき、動画の撮影録画をいたしました。1時間30分の講演で、内容の濃いお話をいただいておりますので、議会活性化委員会でも研修の時間を設けていただければと思いますので、委員長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。本日までに受理した令和3年12月定例日以降の要望書については御手元に配布いたしました一覧表のとおりでございます。例月現金出納検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいと思っております。なお、12月定例日以降の指摘事項の報告はありません。以上で議長の報告を終わります。次に、総務建設経済常任委員会の報告を求めます。山口委員長。

◎総務建設経済常任委員長（山口 和幸君） 皆さん、おはようございます。それでは総務建設経済常任委員会の報告を行います。令和3年12月27日に記載の案件についての調査を行っております。一般会計補正予算第7号につきましては企画政策課、農林振興課から説明を受けております。須恵地区中央浄水場の状況について、上下水道課から細かく報告を受けているところでございます。明けて令和4年1月27日、今日も議運、全協等でいろんな議論がなされましたが、まず最初にあさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを総務課のほうから説明を受けているところでございます。さらに2番目に有機センター堆肥舎の新規建設についての報告が農林振興課からあっております。3番目に、公営企業審議会結果及び上下水道経営戦略概要につきましても、上下水道から説明を受けております。2月の21日でございますが、こちらのほうは委員会に付託されておりました案件についての審査を行っておりますが、1番目の要望書を木村製材所さんから出ている要望書の件につきましては、要望された御本人を参考人としておいでいただきまして調査を行っているところでございます。さらに2番目に、田頭川の堤防舗装、あさぎり町飲食業有志からの要望、それから農業委員会の女性等の要望についても審査を行っております。2月24日でございますが、こちらのほうは合計28件の調査を行っておりますが、一般会計の補正予算第8号につきましては総務課、企画政策課、財政課、農林振興課、商工観光課、建設課、農業委員会から説明を受けたところでございます。今回の補正予算に上がっております。さらに特別会計で

ございますが、水道事業特別会計補正予算の第4号、下水道事業特別会計補正予算の第2号についても説明を受けております。それ以外につきましては、条例等につきましてはこちらに記載の1番、2番から6番までですが、熊本市市町村総合事務組合規約の共同処理共同処理する事務の変更及び規約の一部の変更につきまして総務課、あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について総務課、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について総務課、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について総務課、あさぎり町職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について総務課、それから、専決処分した工事請負変更契約についての議決を一部変更することの報告について総務課、吉井地区の分区再編について総務課、あさぎり町地域デジタル推進協議会の条例制定について企画政策課、テレワーク拠点整備に伴う旧上保健センター改修工事について企画政策課から説明を受けております。あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定については財政課から説明を受けております。それから、国宮川辺川総合土地改良事業負担金について農林振興課、あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について農林振興課、委員会の付託案件の木村製材所の要望につきましては農林振興課、そしてあさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定については商工観光課から説明を受けております。補助事業取組について建設課から説明を受けております。田頭川の付託案件の田頭川の舗装につきましても建設課から説明を受けております。さらに、上下水道事業経営戦略について上下水道課、あさぎり町水道事業基金条例の制定について上下水道課からそれぞれ説明を受けております。今回の議会に提案する案件等々の説明があったところでございます。以上で、総務建設経済常任委員会からの報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に厚生文教常任委員会の報告を求めます。小見田委員長。

◎厚生文教常任委員長（小見田 和行君） 皆さんおはようございます。厚生文教常任委員会の報告をいたします。今回は5回開会を、委員会を開いておりますけど、抜粋して報告をいたします。令和3年12月24日、1番目の議題としまして、令和3年度一般会計補正予算第7号について調査をしております。1番目、子育て世代への臨時特別給付事業補助金につきましてでございますが、対象児童見込み2,380人、1人につき5万円、合計1億1,900万円となっております。これに対しまして委員から、一括で10万円の給付はできなかったのかという質問につきまして、担当課からシステム改修が国の方針の急変で間に合わなかったと答えております。その次に、子育て世代臨時特別支援事業費補助金でございます。この二つの補助金は、名前が似ておりますけど別物でございます。これにつきましては住民税均等割非課税世帯2,100世帯掛ける1件につき10万円、合計2億1,000万円となっております。家計急変世帯分、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯急変世帯について146世帯、一戸に10万円、合計1,460万円となっております。2番目の調査事項としまして、ヘルシーランド指定管理の指定について5社のプロポーザルで、一社の指定管理候補が決まったが、選考委員会条例においては、会議の詳細な内容、点数、順位は非公開となっているが、議会としては最終的な議決の判断材料の開示は必要ではないかという委員の質問につきまして、担当課から、提案内容等については選定された業者さんに確認後可能であれば提示したいと答えております。続きまして3番目、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定につきましてでございます。深田地区体育館を教育財産から用途廃止とするための条例改正でございます。体育館の今後についての問いに譲渡先がなく解体になれば令和4年6月補正で解体設計業務委託を考えており、その後、9月もしくはそれ以降に解体工事を補正で上程する大まかなスケジュールを示されております。4、あさぎり町町立小学校の適正規模及び適正配置の中間答申についてでございます。学校規模等適正化審議会により出された中間答申は次のとおりでございます。町内小学校は地域コミュニティの核であり地域振興に欠かせない役割があるため、今後、少子化により複式学級の編成になっても5校を残すことが望ましいとする。また、町

内の小学校はいずれも老朽化が進んでいるためその対応が急がれる。今後は校舎の改修時期、地域コミュニティの役割を考慮した校舎の改造等の方針及び複式学級とならない学級編成を考慮して校区の見直しを検討する必要があると答申してあります。小学校運営協議会において、町民の意見は十分なのかという委員からの問いに、それと校舎の改修工事計画、それに伴う事業費は審議会に示されたのかという二つの問いにつきましても質問をしております。5番目のウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いの審査につきましてもでございますが、これにつきましては今後の審査の進め方について協議を行いました。次に、令和4年1月28日開会の委員会でございます。1番目にあさぎり町子ども医療費助成に関する条例の改正について、子ども医療費の助成対象を中学3年生から18歳までに対象年齢を引き上げる条例改正でございます。人吉球磨管内では、あさぎり町と人吉市だけが18歳までの対象にしていない状況であります。委員会から現物給付への変更は考えていないかの問いに、償還払を続けたいと答えております。この引上げ提案はどこから出たのかの問いにも、生活福祉課として以前より検討されているものと認識していたので、今回18歳までの引上げについて提案したと答えてあります。2番、あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例につきましてもであります。避難行動要支援者名簿を消防その他の避難支援等関係者に提供するための条例であります。委員から名簿を町で作成するのかという問いに、町のほうでつくることになっていると答えてあります。また、高齢者の要介護度も変わっていくが更新はどうなっているかという問いに、今のところ年1回更新をして梅雨前に配ると答えてあります。3番目、文化財保存保護に関する進捗状況につきましてもでございます。一つは、神城文化の森から上村焼等の寄贈について日本通運と運搬について契約をしているが、神城文化の森の都合で、運搬日程等の調整ができていない状況であります。予算については、契約額5万365円を含めた当初予算額73万円を次年度へ繰り越す予定です。続きまして、鬼子母神の修復事業について、修復内容は経年劣化による損傷の修復、毛髪の植え替え等でございますが、毛髪の調達中であり、予定としては令和4年2月中旬から約60日かけて修復されます。予算については、補助金19万5,000円を次年度に繰り越す予定でございます。4、深田高山運動総合公園敷地内の所有地について協議を行っております。5、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願いについての審査について、各委員にタブレット搭載の、搭載関連資料等で情報収集をお願いしました。続きまして、2月21日の委員会を報告をいたします。まず1番目に、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号につきましてもでございます。これは、養護老人ホーム入所者負担金の実績見込みの増額、また、実績見込み交付決定による国庫負担の減額、県補助等の減額であります。2番目、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号につきましては、これも実績に、実績見込みの増減と交付決定内示による減額であります。3番目は、あさぎり町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、未就学児に係る均等割額を2分の1に減額する改正であります。次、4番目がコンビニ交付システム導入経費の令和4年度見送りについてでございます。各種証明書のコンビニの交付システムについて、まだ不明瞭な点があるので、もう少し様子を見るために見送りにしているということでございます。5番、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号につきまして、これは補助金、交付金確定に伴う補正です。続きは飛ばしまして7番目、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてでございます。委員からこれとまた別の質問といたしまして、5歳児から新型コロナワクチン接種への不安の声を聞くが、現時点における申込み状況とその対応について質問がっております。それについて担当課から接種希望者は58%であり、後遺症等が出た場合には被害調査委員会に対応することになっている。接種への判断材料は最新のものを通知したいと答えております。8番目、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号につきまして、保育士や幼稚園教諭の賃上げが継続される見込みを、賃上げが継続される取組を行うことを前提とし、収入を3%程度約月額9,000円引き上げるための措置で、補助金は国の10分の10であります。これにつきまして委員からこれは臨時という

ことなので1回限りなのかという問いに、この事業もその分の賃金の引上げについては、公定価格のほうで上乗せして配分されていくと答えております。なお、実施要件としまして、賃金の改善計画書と賃金の実績報告書提出義務があります。9番目、あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。医療費助成対象になるものに、ただし婚姻しているもの、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の事情があるもの、または、医療保険等による被保険者で勤労者を除くとなっているが、これらの確認はどのように行うのかという委員からの問いに、婚姻については住基等で確認、事実婚においては児童手当等、勤労者については被扶養者になっているかどうか等、聞き取り調査を行い判断していくと答えております。10番目、あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例について、個人情報漏えいに対する不安の意見も出されております。続きまして11番、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号につきまして、学校等における感染症対策支援事業の補正であります。また、感染症対策に必要な物品の購入等に係る経費の補助金であります。12番、深田高山運動公園敷地内の民有地について、所有権移転登記手続請求に関する訴えを提訴する議案であります。13、令和4年度特別支援教育、家庭教育支援、基礎学力定着、地域学校協働活動について説明を受けました。委員から、支援員に資格要件はあるのかの問いに、現在特別支援、教育支援員として働いておられる方々は経験がえられる方、教員免許状を持っておられる方、そうでない方、それぞれである。しかし、現場で勉強しながらスキルを上げておられると答えてあります。14番目、ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書採択のお願いの審査についてでございます。この件に関する審査も回数を重ね、委員会として採択、不採択を決すべき時期を控え議論を重ねました。委員会から、委員から、慎重な配慮が必要な外交問題等に関する請願陳情等の取扱いについて、委員会のみでなくあさぎり町議会の認識をそろえる議論の場が必要ではないか等の意見がありました。結論は3月1日委員会へと送っております。2月28日、吉井地区の分区再編につきましてでございます。委員から町として区の統合を推進する中、今回の区を分けるということはそれに逆行しているのではないかという問いに、担当から、担当課は、平成24年に分区についての要望が出され、昨年3月再びその機運が高まった。吉井区には600の戸数があるのでこのような動きになったと答えております。町有施設の吉井地区軽スポーツセンターを公民館として吉井区、上吉井区で 사용되는場合、維持管理はどうなるのかという委員からの問いに、1年交代で維持管理を行うと計画されていると答えております。最後になりました。3月1日、ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見採択のお願いの審査を一点行っております。この件につきましては、慎重に審査を続ける必要がありと継続審査と決しました。以上の調査事項につきましては、全協で説明協議が行われており、委員会タブレットに登載してあるため省略している部分があることを申し添えます。これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。皆越議員。

○人吉球磨広域行政組合議員（皆越 てる子さん） 皆さん、おはようございます。では、令和3年第4回人吉球磨広域行政組合定例会の報告をいたします。令和3年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和3年12月24日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。初めに、12月23日付けで、3番、塩見寿子議員が、人吉市議会へ辞職願を提出され受理されたことを受け、当組合議員の資格が喪失されたことを議長より報告がありました。次に、日程第1として、議案第12号人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正の補足説明を受け、質疑採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。日程第2として、委員会の閉会中の継続審査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり決定され閉会されました。続きまして、令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和4年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が2月25日午前10時より人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。日程第1で議席の指定については、人吉選出の3番議員、塩見

議員の組合議員の資格喪失に伴い、西洋子議員を3番に指定されました。日程第2で会議録署名議員の署名議員で、加賀山瑞津子議員と小出高明議員が指名されました。日程3では、会期の決定については、2月25日開会、翌2月26日から3月24日までを休会とし、3月25日までとすることに決定いたしました。日程第4で、行政報告については、理事会代表理事から令和3年12月定例理事会から令和4年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。日程第5より日程12までの8議案を一括し、執行部の提案理由の説明があり、条例案件2件、市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について1件、補正案件2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑採決を行い、原案のとおり可決し1日目は散会となりました。以上、会議結果の報告といたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、公立多良木病院企業団議員の報告を求めます。豊永議員。

○公立多良木病院企業団議員（豊永 喜一君） おはようございます。令和4年第1回定例会は3月4日金曜日に招集、会期を1日とし、午前10時に開会、休憩等を挟み、午後3時17分に閉会されました。一般質問が3件及び議案が計7件、令和3年度補正予算2件、令和4年度予算5件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。補正予算に関して、議案第1号、令和3年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算第5号については、収益におきまして、新型コロナに係る補助金の増、入院外来収益の調整及び町村へのコロナワクチン接種派遣による収益増などにより差引き総額5億586万5,000円の増額補正。費用につきましては、給与費の各種引当金の調整、材料費経費の調整等により総額1億7,216万1,000円の減額補正。資本的収入及び支出につきましては、収入で新型コロナ補助金等により、総額2,420万6,000円の増額補正、支出で器械備品購入費の減、投資の減等により総額1,879万8,000円の減額補正を行うものでした。議案第2号、令和3年度球磨郡公立多良木病院企業団、上球磨地域包括支援センター特別会計補正予算第2号については、介護予防ケアマネジメント費収入の減、繰越金の調整、職員手当の増などにより総額10万6,000円の増額補正を行うものでした。次に、令和4年度予算に関して、議案第3号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計予算について、収益につきましては、総額46億6,826万2,000円。費用は総額46億3,604万1,000円。損益3,222万1,000円の純利益を見込んでの当初予算編成となっております。病院事業では、令和3年度実績数値を勘案し、純利益を目標としまして1日平均入院患者数153人、外来患者数400人、老健事業では1日平均入所者数87人、通所者数42人、健診事業におきましては、年延べ受診者数2万4,253人となっております。資本的収入につきましては、企業債、町村負担金、補助金等で総額8億1,844万5,000円。資本的支出では、器械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金、投資等で総額10億1,024万4,000円とされました。議案第4号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団、上球磨地域包括支援センター特別会計予算については、予算総額6,272万1,000円となっており、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一般管理費等を計上されたものでした。議案第5号、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団病児・病後児保育特別会計予算については、予算総額1,756万1,000円、年間利用者数見込み490人となっており、自己負担金、町村負担金等を計上されたものでした。議案第6号、令和4年度水上村水上村立古屋敷診療所特別会計予算については、予算総額1,371万3,000円。年延べ患者数見込み175人となっており、水上村からの負担金800万円等を計上されたものでした。議案第7号、令和4年度槻木診療所特別会計予算については、予算総額1,365万9,000円。年間延べ患者数見込み357人となっており、多良木町からの負担金600万円等を計上されたものでした。なお、一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、当院のコロナ対応について、地域医療構想構想に関わって、多良木町選出の源嶋議員から、入院・転院されてきた場合の対応について、新型コロナ対応について、あさぎり町選出の小

見田議員から地域医療機関の連携の現状と将来の展望について、病院経営スペシャリスト養成機関への職員の派遣について、地方公営企業法全部適用病院における設置自治体関係者、首長、議員、職員と医師、看護師、その他の医療スタッフとの協調と連携についてを問われました。以上、報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。橋本議員。

○上球磨消防組合議員（橋本 誠君） おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。令和4年3月3日、午前10時より令和4年第1回上球磨消防組合議会定例会を開催しております。会議録署名議員は、3番、猪原議員、4番、岩本議員が指名されました。会期は令和4年3月3日、1日に決定しました。議案第1号、同文議決。県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更1件、議案第2号から議案第5号は同組合の分限に関する手続及び効果、勤務時間、休暇等、育児休暇等、給与に関する条例の一部改正4件、議案第6号、令和4年度一般会計予算当初予算は、前年度より1,500万円増の歳入歳出それぞれ6億5,100万円とした。主な支出は、ドローン購入費やフライトオペレーターの講習費、庁舎改修を受けての社会科見学等対応へのパンフレット作成費など。ちなみにあさぎり町の負担額は2億9,131万円です。予算1件、6議案全議案を原案どおり可決いたしました。一般質問には、多良木町選出の3番、猪原議員が1、新型コロナ第6波流行中における消防活動について。2、消防組合広域連携等についてを執行部に考えを質しました。以上、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 次に熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。溝口議員。

○熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員（溝口 峰男君） おはようございます。それでは、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。令和4年2月9日、熊本県市町村自治会館において開催されました。議案第1号から議案第6号及び発議第1号、並びに一般質問が行われたわけであります。議案第1号から第3号までの内容については説明を省略いたします。議案第4号、令和4年度の後期高齢者医療広域連合一般会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,294万5,000円であります。前年度比448万6,000円の減であります。議案第5号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,984億6,781万5,000円であり、前年度と比較いたしまして、56億6,692万7,000円の増であります。歳入においては、保険料率改定による増及び療養給付費の自然増による増並びに、窓口2割負担制度開始に伴う経費の増が主なものであります。歳出については、1人当たりの医療費の増加、また窓口2割負担制度開始に伴う委託業務の増、並びに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取組、市町村の増加によるものが主なものであります。議案第6号の条例の制定は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、一つ目は令和4年度、5年度の保険料率が所得割を0.0995から0.1026に改正するものであります。2番目は、被保険者均等割を5万600円から5万4,000円に改正するものであります。それから、保険料の賦課限度額を64万円から66万円に改正する内容であります。発議第1号の議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由等に係る規定の整備を図るものであります。一つ目は、議会への欠席事由について、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産に伴う関わる産前産後期間にも配慮した規定を新設いたしました。二つ目には、議会への請願手続について、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会報告といたします。

◎議長（徳永 正道君） これで諸般の報告を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず、行政報告を行います。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。本日は、令和3年度あさぎり町議会第6回会議の開催に当たりまして、御出席を賜り誠にありがとうございます。では、ただいまより、令和3年11月28日から、令和4年2月までの行政報告について主なものを御説明いたします。1ページ目、最上段からです。11月28日、くま川鉄道部分運行開始に伴うあさぎり町出発セレモニーが開催されました。令和2年7月豪雨災害で運休していたくま川鉄道が、部分運行を開始するのに伴い、鉄道運行の安全を祈念し、あさぎり駅での出発セレモニーが行われました。運転手への花束贈呈や、南陵高校吹奏楽部による演奏も行われました。次の段です。11月30日、新規就農者と農業委員が意見交換会を開催しました。班ごとに分かれて、就農して感じたことをテーマに、日頃の悩みや疑問、町への要望等、活発な討議が行われました。二つ飛びまして、12月3日、特設人権相談所が開催されました。あさぎり町人権擁護委員6名が9時から12時まで会場に待機し人権に関する相談に応じました。午後はポッポ館周辺で啓発運動と生涯学習センターに人権ツリーの設置を行いました。次のページ、上から4段目です。12月14日あさぎり町と日本たばこ産業株式会社との農業分野活性化連携協定締結式を行いました。日本たばこ産業株式会社と新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農業分野の持続可能な発展及び活性化に資するため、連携協定を行いました。次の段です。12月15日、令和3年度第2回あさぎり町廃棄物減量等推進委員会議を開催しました。各地区から選出された推進員の会議を開催し、推進員35名の方が参加されました。推進員の役割、資源有価物回収の上半期実績状況、年末年始のごみ収集、廃棄物の野外焼却の禁止などについて説明を行いました。次の段です。12月15日、令和3年度第7回あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内医療機関の医師と公立多良木病院の医師及び看護師等で、あさぎり町コロナワクチン予防接種の3回目の追加接種等について協議を行いました。最後の段です。12月21日、第5回定例区長会を開催しました。令和4年の申告相談や行政区再編案など4件の議題について説明、質疑応答を行いました。次のページ、最上段です。12月28日、消防団年末特別警戒出発式を開催しました。本年度も新型コロナウイルス感染症対策として、各詰所への訪問は行わず、各部において各世帯への火の取扱い注意の啓発、巡回を3日間実施しました。一つ飛びまして1月9日、消防功労者表彰授与式及びあさぎり町消防団との意見交換会を開催しました。当日は出初式を予定しておりましたが、新型コロナの影響により中止になったため、金子総務大臣と消防団との意見交換会を開催しました。分団長以上が出席し、消防団員の確保や消防団加入促進に対する取組、消防ポンプ操法大会についての意見交換を行いました。最後の段です。1月18日、あさぎり町公営企業審議会を開催しました。水道事業及び下水道事業に関する今後10年間の整備計画案の概要説明と経営戦略投資財政計画案について説明し意見を求めました。次の段、次のページ、上から2段目です。1月24日、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。環境省が示す表明方法にのっとり、あさぎり町役場においてゼロカーボンシティ宣言を行い、あわせて記者会見も開催しました。一つ飛びまして、1月26日、令和3年度第8回あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内医療機関の医師と公立多良木病院の医師及び看護師とで、あさぎり町コロナワクチン予防接種の集団接種で使用するワクチンの確認及び副反応の説明と5歳から11歳の予防接種について協議を行いました。次の段です。2月8日補助金等審議会を開催しました。令和4年度当初予算に係わる23の各種団体補助金等について諮問し、慎重審議の上、全て適当との答申がありました。次の段です。2月8日から来週の3月15日にかけて、確定申告会場個人番号カード出張申請窓口を開設しております。個人番号

カードの交付率向上のため、確定申告会場に臨時の申請窓口を設け、来場者に対し積極的な出張申請の受け付けを行います。最後の段です。2月15日、第6回定例区長会を開催しました。新型コロナウイルス感染防止対策関連など4件の議題について説明、質疑応答を行いました。次のページ、最上段です。2月15日、旧須恵庁舎本館解体に関わる第3回住民説明会を開催しました。旧須恵庁舎本館の令和4年度解体工事スケジュールや、解体期間中の代替施設についての説明会を行い、覚井区住民、旧須恵庁舎利用者、各種団体代表者を対象に、26名の方が説明会に参加されました。次の段です。2月24日、令和3年度第9回あさぎり町医療連携会議を開催しました。町内医療機関の医師と公立多良木病院の医師及び看護師とであさぎり町コロナワクチン予防接種について、18歳から64歳の追加接種及び5歳から11歳の接種について説明し協議を行いました。以下、入札関係の資料を別紙に添付しておりますので後で御覧ください。以上、行政報告といたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に、教育行政報告を行います。米良教育長。

●教育長（米良 隆夫君） 皆さんおはようございます。それでは、教育行政について報告をいたします。最上段です。令和3年12月12日、令和3年度第4回あさぎり町文化財講座をせきれい館で行っております。講師に関西外国語大学、佐古和枝教授をお迎えし、クマソ復権と本日遺跡の発掘調査をテーマに、旧免田町にて実施された本日遺跡の発掘調査とその後の発展に関する講座を実施しております。その下です。令和3年12月19日、第69回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会があさぎり町須恵をスタートゴールとして行われました。10市町村から19チームが参加し、本町からも2チームが参加いたしました。Aチームが4位、Bチームが11位という成績を残しております。その下です。令和3年12月22日、第16回教育委員会議をあさぎり町役場で実施しております。あさぎり町立小学校の適正規模及び適正配置について、令和4年度区域外就学について、令和4年度学区外就学について、いじめ・不登校の状況等について協議報告を行っております。その下です。令和3年12月22日から令和4年1月23日の4日間、公民分館建設に関する意見交換会に参加し、説明を行っております。公民分館建設を希望している清水区、狩所区、石坂区と関係のある皆越区に対し、行政区再編、土砂警戒区域、公民分館標準モデルの設計の取組状況、共同利用する公民分館建設についての説明を行い、そのあと意見交換会を行っております。その下です。令和3年12月27日、あさぎり町事故等調査委員会第2回を生涯学習センターで開催しております。町立小・中学校で発生したいじめ事故等に関する調査の透明性及び公平性を担保するとともに、町教育の信頼性の維持向上を図るため委員会を設置し、事案協議について報告等を行っております。2ページをおあげください。最上段です。令和3年12月17日、令和4年1月12日、1月、27日、2月28日に町内小・中学校長会、定例会、臨時会を開催を生涯学習センターで行っております。12月の定例校長会議におきましては、あさぎり町会計年度任用職員の令和4年度任用希望調査について、令和4年度の年間事業日数及び町内統一行事等について、学校情報化認定について、人材バンクの整備と活用についてなどを協議しております。1月の臨時校長会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の対策、対応等について協議をしております。1月の定例校長会議では、あさぎり町教育支援委員会の基本事項等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和4年度あさぎり町基礎学力定着事業計画案について、令和4年度あさぎり町家庭教育支援事業計画案について、それから小学校児童の社会体育に関するアンケート等について報告協議等を行っております。なお、2月の28日の定例校長会議におきましては、記述を3月1日に変更いたしまして実施しておりますが、主な内容といたしましては、熊本県学力学習状況調査の分析について助言等を行っております。その下です。令和4年1月4日、令和4年あさぎり町成人式をせきれい館で実施しております。対象者による実行委員会を組織し、平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの172名を対象に式典を開催しております。当日は新成人者の司会進行により、記念品贈呈、交通安全宣言、代表者による新成人の意見

発表等を行い、最後に謝辞が述べられております。143名の申請人者の出席がありました。その下です。令和4年1月26日に第1回教育委員会議をあさぎり町役場で実施しております。独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する要綱の制定について、あさぎり町就学援助事務取扱い要綱の一部を改正する要領について、あさぎり町児童生徒表彰規定に基づく表彰者の決定について、それから、学区外就学等にについて協議報告を行っております。その下です。令和4年2月9日に、岡原小学校同時双方向型オンライン授業実証実験を岡原小学校で行っております。岡原小学校において全児童を対象とした同時双方向型のオンライン事業の実証実験を行っております。今回の実証実験により、事業に対して必要な機器や通信回線の賦課状況、低学年児童の事業状況などのチェックを行うことができました。なお、今回の実験では、家庭にWi-Fi環境がない世帯に対しては、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行っております。最後です。令和4年2月22日に第2回教育委員会議をあさぎり町役場で開催しております。令和3年度卒業式、令和4年度入学式について、令和4年度就学援助児童生徒の認定について、いじめ不登校の状況について、学区外就学について、等に置きまして協議報告を行っております。以上でございます。

日程第5 施政方針説明

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、施政方針説明を行います。町長から令和4年度の施政方針を述べたいとの申入れがっておりますので、これを許可します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。感謝申し上げます。ではただいまより、施政方針を御説明いたします。初めに、令和2年1月国内初の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されて以来、マスクの着用や手洗い、ソーシャルディスタンスの確保など、新しい様生活様式が始まりました。また仕事上の会議を初め、遠く離れた家族や友人との会話もオンラインで会話するのが当たり前の社会になりました。勤務地から離れた場所での仕事ができるテレワークや田園回帰で仕事、ワークとレクリエーションを両立できるワーケーションなど職場が密にならない新しい働き方改革で、都市部への一極集中から地方への田園回帰も進んでおります。我々の住む社会が大きく変わろうとしています。感染拡大により、心ならずも感染され、療養生活を送られた方々や、濃厚接触者となり自宅待機を余儀なくされた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。差別や偏見のない社会であることを望んでいます。地域社会においては、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発令され、あさぎり町内の事業者や農業者などにも時短営業の影響や行事の中止などによる売上げの減少などといった事業の継続を困難にする事態が続いています。あさぎり町はこれからも議会と協力しながら、国県と連携して、事業者、農業者、勤労者、年金生活者、児童生徒への御支援を続けてまいります。令和2年7月の豪雨は、人吉球磨地方に大きな被害をもたらしました。お亡くなりになられました方を初め、被災された方々に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。あさぎり町内の復旧復興も関係者の御協力により一部入札の不調はあるものの順調に推移しております。甚大な被害を受けられました人吉市、球磨村、山江村、相良村、八代市坂本町、芦北町の被災された皆様にはいち早く普段の生活に戻れますようお祈り申し上げます。2、経済環境について。私たちは豊かで便利な生活を送っていますが、それは資本を投入して自然を開発し、様々な商品を生産販売し、消費が増えることで景気がよくなり現在の生活があります。しかし、地球環境を壊しながら企業でつくられた商品は、価格が高いのに対して地球環境を守って育てた農作物や木材などの価格は安く、農業者や林業者など一次産業従事者の所得は不安定で、厳しい職場環境で働き、国民年金などの福利厚生費も企業の厚生年金と比較すると少額です。新自由主義により、国民の実質所得はこの20年間足踏み状況が続き、正規労働者と比較して非正規労働者は所得格差が広がり、コロナ禍で生活に困窮する人が生まれています。子育ても困難な時代に入っています。このままでは、若者の人口流出に歯止めがかかりません。政府は、令和3年度の補正予算と令和4年度の当初予算に大型予算を組み、少子高齢化対策として地方創生の支援を強力に推し進めています。あさぎり町が抱え

る様々な課題に立ち向かうため、国の支援を活用し、力のある外部専門人材の力を借りて、町内の人材が力をつけ、若者が活躍するまち、豊かなまち、幸せ感じるまちを実現していかなければなりません。あさぎり町はコロナ禍の中で感染拡大防止の対策と町民の健康を守る活動を行いつつ、コロナ収束後の新たな取組の準備を行ってきました。その意味で、広報あさぎり2月号の一隅を照らすコーナーで今年の文字として飛躍を上げました。ではこれより令和4年度の施政方針を説明します。3、外部人材を活用しての取組、まちづくりは力を持っている外部人材が参入し、内部人材が力をつけるしかありません。第2期あさぎり町まちひとしごと創生総合戦略の基本計画では、新しい時代の流れを力にして豊かなまちをつくることを目指しています。1) デジタル推進事業光基盤整備では、既設のあさぎり光（情報通信基盤）が更新時期を迎えており、さらに国の方針で、あさぎり光（情報通信基盤）を公設民営から民設民営への見直しが求められています。情報通信基盤には、インターネット、地デジ、防災告知の三つの機能があり、民設民営の手段としては、1、あさぎり光の無償譲渡、2 新たな情報通信企業による新設の二つの手段があります。そのどちらを選択するかを決めるために、総務省地域情報化アドバイザー派遣事業を活用し、①無償譲渡と、②新設の比較表を作成しております。庁内有識者によるあさぎり町地域デジタル推進協議会を立ち上げ、事業者、農林業者、医療、福祉関係者、教育者、外部人材、町民の代表などにより、協議会の参加をお願いし、比較表に対する専門的な意見を聴取します。意見を取りまとめた後に、まちづくり審議会の諮問を受け議会に説明する予定です。自治体デジタル化では、令和4年度は内閣官房地方創生人材支援制度（デジタル専門分野）を活用し、総務省から専門知識を有する国家公務員の派遣をお願いし、デジタル推進室の最高情報責任者C I Oとして行政全般のデジタル化を統括していただきます。令和3年度も内閣官房地方創生人材支援制度（デジタル専門分野）を活用し、NTT西日本からの人材派遣によりA I－OCRなど文章をデータとして読み取るデジタル化に取り組み、作業の効率化で成果を上げております。自治体デジタル化では、現在、町民が行政に様々な証明書等を申請する場合は、担当する課に出向き、その都度申請書に手書きで記入していますが、国のデジタル化が進みますと、申請する窓口で町から付与されたI Dコードを電子入力すると、画面にチェックを入れるだけで申請手続きが終わります。あとはマイナンバーカードで本人確認をすれば求める証明書が発行されます。複数の課に出向いていた申請手続も1度の申請で終了します。これにより、行政の人的労力が簡素化され、歳出の削減にもつながります。デジタル化を達成するためには、力のある外部人材の活用が必要ですが、その外部人材と行政人材の橋渡しをしつつ、活用のための仕組みを、活用のための仕組みを構築し、（プロデュース）成果を上げることができる（マネジメント）ができる人材が必要です。そのブリッジ人材として、デジタル推進室を設置し、最高情報責任者（C I O）を配置します。その最高情報責任者C I Oには、行政デジタル化だけでなく民間デジタル化及びギガスクールの普及を進めます。進めます教育デジタル化にもプロデュースし、マネジメントしていただく計画です。力を持っている外部人材（いわゆる関係人口）を活用するには、コワーキングスペース、サテライトオフィス、シェアオフィスなどがなどを完備したテレワーク拠点の整備が不可欠です。ヘルシーランド交流スペースの旧上保健センターにテレワーク拠点を整備する目的で、テレワーク拠点整備事業を国に申請し、令和3年度補正予算、デジタル田園都市国家構想推進交付金、（補助率2分の1）補助金残額は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、及びデジタル化普及交付税を活用して、令和4年度に整備を行う計画です。利用していただく関係事項には、人口には、これからあさぎり町と連携して地方創生を担う企業の社員や大学の研究室及びコンサルタントに利用していただきます。さらに、テレワーク拠点のP R用ホームページを開設し、お試しの待機体験ツアーや全国に散在するコワーキングスペースから、あさぎり町のテレワーク拠点を検索できるアプリなどを活用できる事業をデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）プロジェクト推進誘客促進事業を活用し、あさぎり町の地方創生に資するテレワーク事業の確実な運用に向けた実践的な体制づくりを

行い、地域おこし協力隊など関係人口があさぎり町の評判を聞いて、訪れてもらえるような仕組みをつくっていきます。あさぎり町はSNSを使った町のPRに強い人材が不足していますので、地域おこし協力隊を使ってその強化も図ります。2050年ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて、今年度は再エネ最大限の導入計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業実施計画書、（省略名、あさぎり町再エネ導入戦略）を策定します。コロナ禍であさぎり町の将来のCO2排出量や、導入できる再エネ量を推計し、ゼロカーボンを達成するために必要となる再エネ導入シナリオを示します。同時に、あさぎり町の特徴を生かし、森林にCO2、森林によるCO2吸収やバイオ炭を用いた農地の土壌改良によるCO2の貯留についても検討します。具体的には、大きく五つの事業を検討します。一つ目は、農地に営農型太陽光発電を導入することで、農業の収益減を多様化する事業。二つ目は、家畜者屋根に太陽光発電を導入し、遮熱による家畜の生産性向上につなげる事業。三つ目は、再生できない。荒廃農地にクヌギを植林し、CO2を吸収するとともに、高級木炭を製造する事業、四つ目はバイオ炭を使って農地の土壌を改良し、CO2を貯留するとともに、有機農業を普及する事業、五つ目は町内に再生可能エネルギーでつくられた電力を供給するゼロカーボンの電力事業です。四つ目のバイオ炭を使ったCO2貯留には、日本バイオ炭普及会、一般社団法人黒部市協会の指導と協力をいただくことになっております。4トータルシステム本町では、役場業務の生産性の向上を目的に、公益財団法人日本生産性本部によるトータルシステム診断を実施しました。トータルシステム診断結果報告書では、総合計画（基本構想と基本計画）は、期間中に1度も見直されていないことが指摘されています。時代環境の変化に合わせて、基本計画を適宜見直した上で、実施計画の作成や予算要求を基本計画に基づいて行うようにすれば、事業や予算の目的が明確になり、基本計画の実現が図られやすくなると報告されています。トータルシステムでは、目標をシンプルにする必要が説かれています。そのために令和4年度は、課の壁を越えた業務の標準化を一部の課で進めてまいります。これにより、生産性の向上が期待できます。加えて、業務の標準化は、これから本格化するデジタル化に取り組む上での前提となります。この取組は課を横断的に業務の遂行を行う総務課、企画政策課、財政課において、まずは試験的に導入を試みます。負担感がなく仕事の効率を上げることを目標に進めます。総合計画の期間を町長の任期と連携させ、選挙が実施される次年度から4年間の基本計画を作成する予定で事業を進めます。町長の政策が基本計画に反映され、基本計画に基づいて実施計画の作成や予算要求、事業実施後の評価を行い、今後の取組が検討され、次年度の実施計画と予算要求に反映されます。基本計画も、必要に応じて見直しを行います。このローテーションが職員間で習慣化されますと、あさぎり町の行政は飛躍的に改善され、行政デジタル化の取組も進み、業務の省力化と効率化が可能となり、町民への行政サービスの向上にもつながります。5、福祉3課と教育課、社会福祉協議会との連携事業。1、医療連携運動教室は、スポーツ庁の補助事業で、3年目になります。医療と連携し、エビデンスに基づく個人の基礎疾患、体力に応じた運動メニューをタニタヘルスリンクのシステムで作成し、運動の指導を行う運動習慣化促進事業により筋力の強化と体力の向上、健康づくりの地域コミュニティの育成、医療費と介護費の軽減に取り組めます。2、健康政策マネジメント。生活習慣病や介護のデータをベースに、つくばウェルネスリサーチの分析により取り組んできた事業の成果を確認し、今後の事業のスクラップアンドビルドを行います。令和4年度は事業を継続せず、令和2年度3年度に収集したデータを分析し事業の見直しを行い、令和5年度の事業計画を作成します。3、御近所支え合いネットワーク事業は、ネットワーク担当と自主防災担当とが相互に連絡をとり、区での会議等を実施し、支え合いマップの作成を行い、身体的に支援の必要な高齢者や交流の少ない高齢者に対して、ひきこもり（認知症予備軍）にならないような活動を進めます。さらに支え合いマップにより、避難行動要支援者を把握し、緊急時に安全に避難行動に移せるような体制づくりを進めます。4、全国的に解説が増えている子ども食堂の場合、顔見知りが多いあさぎり町では、子供の利用が期待できないとの

意見があります。また子供だけでなく生活費の困窮で温かい食事が少ない高齢者も対象としてはどうかという意見もあり、地域食堂の開設を計画します。しかし、地域食堂を担ってくれるボランティアがいる地区とない地区では、開設に地域間の差が出ます。この課題を克服する工夫が必要です。課題克服の手段の一つとしては材料費の一部を補助する制度を検討していきます。5、生活福祉課を中心に福祉3課が連携し、困窮者支援体制、ひきこもり支援体制、ヤングケアラー支援体制を立ち上げていくために協議を立ち上げていますが、大変難しい事業です。この事業も外部専門人材の活用が必要です。ヤングケアラーの把握支援は、教育委員会との連携も必要だと考えます。ヘルシーランド交流センター運動教室の利用者も増加に伴い、交流センターの一部を改修し活用する予定です。さらに、運動教室の第2の場所として球磨川の北側に、第3の場所として街中に新たな開設も検討していきます。これにより、健康寿命を延伸する活動の拡大と充実を図ります。7番、救護施設しらがね寮の在り方検討事業では、今後の救護施設しらがね寮の民営化の検討と、今後も公営で運営する場合の課題の抽出と解決策の検討を行います。民営化か継続か、どちらの場合もメリットデメリットの洗い出しを行います。8、ふれあい福祉センターは、コロナ禍で利用が制限される中、文化協会や園児・児童の利用が進んでいます。地元住民の交流の場として、イートスペースの利用がまだ少ないので、コロナ感染拡大が落ちつきますと地域住民の利用を促進する活動が必要です。9、介護認定支援、介護認定審査会は、現在のところ球磨郡と人吉の2か所で行われています。その理由は、医師会が人吉と球磨郡とに分かれているのが一因ですが、介護認定作業で使用するシステムが違いがあるのも原因の一つです。今後の取組として、デジタル田園都市国家構想補助事業を活用できないかを確認しつつ、介護認定システムの統一作業を進め、医師会に相談し、介護認定の郡市統一に取り組んでまいります。10、公立多良木病院は、ここ数年赤字経営が続き、病院側からは基準内繰入金を増額要求がありましたが、開設者協議会は国からの普通交付金は全額繰入れており、さらなる繰り出しは町村の財政負担が大きいのとの回答を提出しました。開設者協議会と企業側とに繰入れ、繰り出し基準の考え方の相違があり、協議は平行線のままです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国からの支援で、令和2年度は黒字、3年度も黒字が予測されています。4月には新企業長を迎えます。新企業長の経営方針、地域医療連携の在り方などの計画を聞き、地方公営企業法等勘案し、開設者協議者の、開設者協議会の役割と責任を再確認しながら、町長として、今後の病院経営にどのように関与していくのか、役割を明確にし、健全な病院経営と地域医療のあるべき姿を病院及び議会と議論し、病院経営と地域医療に貢献していきたいと考えております。若者の結婚・出産・子育ての意味をかなえる基本目標を達成するには、産婦人科医の誘致とあわせて、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンに人吉球磨の地域医療の在り方を審議する場を加えていただきますように意見を添えて提出しております。6番、総務課です。1) 第2庁舎建設については公共施設マネジメント調査特別委員会で説明を行い、議会との協議を進めているところです。議会には第2調査については慎重な意見があることは十分認識しており、今後も丁寧な説明を行い、建設に向けて事業を進めてまいります。建設の第1の理由としては、合併特例債の期間内に建設しなければ、町独自の予算で建設するのは財政負担が大きく、この機を伸ばせば建設の機会をしてしまうということを思慮しています。第2の理由としては、議場がある上校区公民館の建物も古く、大規模改修もしくは建て替えの時期が間もなく訪れます。さらに議場が役場庁舎から離れて存在するのは、町行政を進める上で非効率的であり、議員各位と執行部及び職員との認識の共有に齟齬が生まれたり意思の疎通にも食い違いが生ずることが懸念されます。第3の理由としては、農林振興課や農業委員会には、個人的な相談のための相談室がなく、さらに建設業には、建設課には業者との打合せの会議室がありません。農林振興課が使用しています部屋は狭く、密の状況です。2部屋に分かれているために課内の業務遂行も非効率的です。商工観光課の部屋は雨漏りのためにポッポ館の1階会議室に仮住まいをしています。町民が利用する会議室を占有している状況です。そのような理由から、防災機能を併せ持つ第2庁舎建設を進めて

まいります。グレードにつきましては、議会との協議を行い、議員各位の意見を取り入れてまいります。あさぎり町は、1月にゼロカーボンシティの表明を行ったところでありますが、木造建築でCO₂の貯留を行うことができますし、伐採後の町有林に植林を行い、育林を進めることで、さらにCO₂の吸収を行います。また第2庁舎は、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする、ZEB（ゼブ）の技術を取り入れた設計とし、脱炭素社会を目指すあさぎり町のシンボルとなる建物となるよう配慮していきます。木造建築のCO₂貯留量及び育林の吸収量をデータとして見えるように、ホールに動画や資料を展示するとともに、再生可能エネルギーの活用が理解できる資料館としての役割も担う建物として整備し、小学校の教材や町民の脱炭素社会への理解を深めていただくための研修の場としての活用もできるように計画を進めます。2、区の再編につきましてはあさぎり町の長年の懸念として取り組んでまいりました。上校区の区の再編には区民の理解と協力が不可欠ですが、岡原校区及び免田校区とあわせて、区民の合意形成に今後も取り組んでまいります。以下、（3）から（5）の公民分館建設については教育課の所管ですが、旧須恵庁舎の解体も財政課の所管です。区の再編及び防災との関係もありますので、総務課のほうで説明をさせていただきます。3）です。公民分館建設は、現在200平方メートルと150平方メートルの公民分館モデル標準設計を行っております。旧須恵庁舎は令和4年度には解体を行う計画です。現在この建物が、覚井地区の公民分館としての利用と須恵校区のコミュニティセンターとしての利用がありますので、覚井区には今後公民分館の建設が必要です。建設には覚井区の認可地縁団体として公民分館の発注者となって建設に取り組んでいただくことになっておりますが、須恵校区のコミュニティーセンターとしても利用もありますので、行政も一緒になって計画を練っていききたいと考えております。石坂・狩所・永山・皆越区については、将来区の再編を行うことを前提に共同の公民分館建設の説明会を開催し区民の意見を拝聴している状況です。皆越区民の要望としましては、区の再編には賛成をいただいておりますが、地震など事前の避難ができない災害が発生した場合を想定して、安全な避難所を確保してほしいとの要望が出されました。現在、利用されております旧皆越分校講堂は、土砂災害特別警戒区域に指定されており、個別計画では令和8年度までに解体が計画されております。5）、公民分館の建て替え希望が出ています清水区については、榎田区・西別府区・塚之脇区が区再編協議には参加しないと意思表示がありましたので、清水区だけの公民分館建設が前提となりますが、上校区の川南地区（あさぎり町上西）は球磨盆地南縁断層に近く、地震が発生した場合には大きな被害が想定される区域です。この区域には、町の指定避難場所である上総合体育館には遠く、榎田区・西別府区・塚脇区・清水区には一時避難所の機能を持った公民分館の建設が必要であると考えています。6番、区再編案に合意の上で公民分館を建設する場合は、建設費の10分の1の地元負担分を一時避難所としての機能を持たせ、10分の1の地元負担分も町が補助する規則を現在検討しております。7番、消防組合の広域化につきましては、令和3年12月に10市町村で覚書を取り交わし、令和2年7月豪雨で被災しました人吉下球磨消防組合西分署と本部及び本署の建設を行った後に、東分署の建て替えとなる予定を踏まえ、令和7年度までに通信指令台の統一と消防組合の広域化の協議を始めることとなっております。事態の推移を注視しながら、議会と協力してあさぎり町の上西・免田西・深田西地区に救急車や消防車の到着時間が遅れるという長年の課題を解決できるよう努めてまいります。8、職員の副業・兼業を許可する要綱は、2月のミシマサイコ収穫時期に限定した要綱として取りまとめましたが、オミクロン株による感染拡大により2月は募集を取りやめました。今後は年間を通じて副業・兼業が可能となるよう、要綱の見直しを進めてまいります。この職員の副業・兼業を許可する要綱は、職員が農作業を通じて農村農業の労働力の不足を補うだけでなく、農業経験の少ない職員が農作業を手伝うことで、農業を研修する場となり、職員のスキルアップにつながることを目的としています。職員に強要するものではなく、あくまでも職員の意思での参加としてしています。7、財政課。従来の官庁会計に企業会計の考え方を取り入れた地方公会計の導入については議会より質問と

要望を繰り返していただいている案件です。職員も日々仕分導入に向けて日々研さんを積んでおりますが、企業会計の経験のない職員が日々の仕分作業を理解するには難易度の高い作業になります。画期的なシステムの導入がなければ、公会計の導入はスムーズにいかないのではないかと懸念していますが、令和4年度から企画政策課で行いますトータル・システムの導入、ガバメントクラウドの取組とあわせて、これからも熊本県を初め、日本生産性本部など関係する団体の力をかりながら事業を進めてまいります。本町の施設管理の基本方針を定める公共施設等総合管理計画については、平成29年3月に策定され、令和4年3月に見直しを行います。平成15年の合併後に用途が重複する公共施設は民間への貸出しなどを行い有効活用が進められてきましたが、合併後18年が経過し、公共施設の老朽化が目立つようになり、令和2年3月に公共施設個別施設計画が策定され、公共施設の対策内容が決まりました。令和4年度も公共施設個別施設計画に沿って事業を進めてまいります。ただし、学校規模等適正化審議会から、校舎の老朽化が進んでいる、改修時期・改修内容については、検討する必要があるという中間答申が出ていますので、審議会の最終答申を注視していかなければなりません。8、企画政策課。あさぎり町制施行20周年記念事業は、令和4年度に準備を進めてまいります。林地開発許可の厳格化のための条例につきましては、2月に施行予定の県の条例及び今国会で、宅地造成等規制法が、盛り土等規制法に改正されるのを確認の上で条例の整備を行い、議会にお諮りいたします。3、男女共同参画推進事業につきましては、令和3年度3月議会で、第三次男女共同参画基本計画の策定を報告します。男女共同参画基本条例については、今後検討を進めてまいります。4、関係人口創出事業は、あさぎり町内で不足しています人材を確保するための事業です。その中の①です。地域プロジェクトマネージャー。町が重要なプロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域行政民間などが連携して取り組むことが不可欠です。そうした関係者間を橋渡ししつつ、プロジェクトマネジメントができるブリッジ人材が必要です。そこで国は、町がブリッジ人材を地域プロジェクトマネージャーとして任用する際の支援措置（地方財政措置）を創設しました。地域プロジェクトマネージャー制度は、人件費を特別交付税交付金で国から交付され、活動費は企業版ふるさと納税を活用し、一般会計から繰り出します。当初予算が成立後、4月から公募型プロポーザルで募集を行い、5月末に選考会を開催し決定する予定です。②地域おこし協力隊はこれまでも募集を行ってきましたが、応募が少なく現在あさぎり町には1名が赴任しています。今後予定している事業には欠かせない人材ですので、募集内容を精査し、募集を継続するとともに、個別にも関係する団体や個人に働きかけ、人材の紹介をお願いします。地域おこし協力隊員には3年間の任期終了後にあさぎり町への定住、移住・定住を働きかけていきますが、その業務内容は、（1）特定地域づくりの事業協同組合スタッフ、（2）有機農業の農地拡大するための営農指導員、（土づくり指導員）、（3）農業のデジタル化に向けたスマート農業指導員、（4）マネジメント力のある地域リーダーの役割を担ってほしいと思います。③特定地域づくり事業協同組合の設立準備を令和4年度に株式会社あさぎり商社社長と地域プロジェクトマネージャーで開始します。地域おこし協力隊が採用できれば、準備に参加をさせ、募集予定の農家など組合員との事前準備作業を行う予定です。9、町民課。マイナンバーカード取得率の向上のために税の申告会場でのマイナンバーカードの出張申請受付を行うなど町民に申請を促すための働きかけを様々な機会をとらえ実施していきます。令和4年度からプラスチックによるプラスチックに関わる資源環境の促進等に関する法律が施行されます。それに当たり、あさぎり町でもプラスチック使用製、廃棄物の分別の基準を策定し、分別収集・再商品化計画を進めます。また、これらに対応する交付税措置を活用し、スムーズに運営が行えるよう取り組みます。3、証明書のコンビニ発行については、利用者が申請者の1割とのデータがあり、その場合に申請書1通の発行経費が住民基本台帳に係るものについては4千円。戸籍に関するものについては1万円を超えるという算定結果があります。さらに今後国のデジタル化によって他の自治体で戸籍証明等の発行が可能となるようにマイナンバーカードの確認が必要になり、ガバメントクラウ

ド化によるシステム変更が出てくる可能性があるために、国の動向を見極めながら検討を継続することといたしました。10、上下水道課。上水道も高度成長期に整備された管路や浄水施設、揚水施設の経年劣化が進み、他方で自治体に水道事業に関わる職員の数も減っています。経営戦略が2月に示されましたが、水道事業経営においては、料金収入の減少を初め、更新事業の増大など、経営環境は厳しさを増しております。町としましては独立採算の原則を踏まえながらも、基金の創設などを行いまして、公営企業経営の安定化に努めてまいります。また、懸念となっております須恵地区地区水道施設の再整備事業としましては、吉井浄水場から今村浄水場まで送水管新設と送水ポンプ場建設工事を進めまして、水道水の安定供給を図ってまいります。免田地区重要給水施設配水管布設工事や、災害時の給水設備として貯水機能付き給水管を年次計画により整備しまして、水道施設の強靱化と災害時の体制強化を図ってまいります。2、下水道は、水道事業同様に将来的には人口の減少と使用量の減少による収入の減少が見込まれ、さらに設備の老朽化による諸問題が発生してきます。町村の職員も人口の減少に伴い、職員定数削減が進みますので、下水道の維持管理は単独の町村で対応するのが困難になります。むしろ管理を広域化して専門業者に委託する議論を進めておく必要があります。今後、県の主導のもとに隣接市町村と連携して、広域化や共同化の議論を進めてまいります。各地区避難所に下水道の管渠を利用したマンホールトイレを整備するための実施設計に着手し、災害時の避難所の機能強化を図ってまいります。

◎議長（徳永 正道君） 所信表明の説明の途中でございますけれども、ここで休憩をいたします。午後は1時30分より開会でございます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 休憩前に引き続き、説明を続けたいと思います。その前にすいません、2か所ほど訂正をさせていただきます。ページ4ページです。4ページの5、福祉3課と教育課、社会福祉協議会との事業連携の中の2、『健康政策の康が、普通の健康になってます。ここは幸せの幸になりますので、訂正をお願いしたいと思います。それから、8ページの1番最初の行ですが、職員の副業・兼業を許可する要綱というところを、私が議員の副業・兼業を許可するというふうに読んだということです、ここは改めて職員の副業・兼業を許可する要綱ということをお願いしたいと思います。では引き続き、11番、商工観光課（1）、これまでの①歩道整備事業、②あさぎり駅前再開発事業、③岡留公園再整備事業を『くま川鉄道沿線活性化事業』として一本の事業に取りまとめ、くま川鉄道復興後の利用客の増加と、沿線であるあさぎり町内の活性化を目的に再開発と再整備を同時に行うものです。この計画は「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標1「新しい時代の流れを力にする」の②、家族がそろって余暇を楽しむ、③、人が集い安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりを実現するために計画しました。①『歩道整備事業』は主に国道219号の免田橋から町道八幡庄屋線の交差点までの改良と、町道久鹿二子線の踏切から国道までの区間の改良を国土交通省と熊本県に要望しております。この区間は通学路にもなりますので、関係者（地権者）の合意形成を優先して取り掛かる必要があります。駅前の歩道整備では、国土交通省の車道より広く歩道を確保するウォークアブルシティ構想を取り入れ、国土交通省の「官民連携基盤整備推進調査費」の募集に応募する予定です。駅前の歩道整備は、次項の『あさぎり駅前再開発事業』と関連がありますので、この項で説明しましたが、事業の調整と予算化は建設課での対応となります。②『あさぎり駅前再開発事業』

については「平成30年度あさぎり駅前再開発基本構想策定業務」の報告書をもとに、「令和4年度あさぎり駅周辺整備基本構想策定支援業務」として事業を再開し、（１）これまでの検討の経緯や立地状況に関する現地調査を行う前提条件の整備、（２）町民から無作為に選出した1500名に行う町民アンケート調査、（３）町民の参画による町民ワークショップの開催、（４）JAやくま川鉄道など関係機関等への意向調査などを行い、（Ａ）案：町発注の事業となる従来の方法と、（Ｂ）案：民間企業に開発と開発後の運営を委託する手法（PPP）の（Ａ）案と（Ｂ）案、それぞれのメリット・デメリットをまとめ、2通りの手法を比較検討する資料を作成し、駅前再整備の最善の手法を検討します。駅前の狹隘印刷敷地と町有地の境界線から、ポッポ館前駐車場と中央タクシー駐車場との境界線を結ぶ線で、隣接する個人所有の土地2筆分688.33㎡を購入するための土地評価を不動産鑑定士に依頼します。③『岡留公園再整備事業』は、町民から子どもたちが安全に遊べる場所が欲しいとの要望がありましたので、くま川鉄道を利用して平日には沿線の保育園、幼稚園児が訪れ、休日には親子で訪れることのできる楽しく安全な場所としての整備を行います。令和4年度は利用者の声をワークショップで集め、整備計画に反映していきます。２）『移住定住促進事業』は、これまでの①「空き家バンク事業」と②「婚活」をひとつにまとめ、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標1「人口減少を和らげる」の①結婚・出産・子育ての夢をかなえる。②家族が揃って余暇を楽しめる。③人が集い、安心して暮らすことができる魅力あるまちづくり。④あさぎり町への移住定住を促進する。⑤関係人口を創出拡大する。を実現できる事業を計画します。①『空き家バンク事業』は、現在総務課で整備中の「空き家対策基本計画」が完成しましたら、実現可能な計画を作成し実行に移していきます。これから様々な事業に取り組むことにより関係人口が増えてきます。関係人口が通過型にならないように空き家を整備し、移住定住に結びつけていきます。『婚活』は、農業をはじめ町内の全ての産業において後継者が定住し、結婚・出産・子育ての夢を実現していただくために欠くことのできない活動です。「婚活」は、基本目標1「人口減少を和らげる」ための重要な手段となりますので、議会をはじめ多くの関係者の協力のもと進めてまいります。３）『ワクチン接種でお世話になった関係者に関する感謝する祭』オミクロン株による第6波のまん延防止等充填措置はすいません、ここ字が間違っています。重点は重い点のほうです。まん延防止等重点措置は3月6日まで延長され、現在は21日まで延長されております。訂正してください。3月1日時点では終息の見通しは立っていません。しかし祭りが開催される10月には終息していることを期待して、この企画の準備を始めています。以下は、10月の時点で感染拡大が終息していることを想定しての趣意書です。「この2年と数か月を振り返り、長かった苦難の生活から解放された喜びを祝うと共に、ワクチン接種などで大変お世話になりました医療関係者と、接種会場でお世話をいただきましたスタッフへの感謝の気持ちをお伝えするために、感謝のお祭りを計画いたします。町民の皆様にも積極的にご参加をいただきますようお願いいたします。」新型コロナウイルス感染症のパンデミックが終息することを願いつつ、この企画を商工会青年部・女性部、JA青壮年部・女性部、青年団、文化協会、各種団体の代表で実行委員会を組織し準備を進めてまいります。6月には祭りの実施計画と予算の説明を行い、補正予算を上程する計画です。祭りを実施するもう一つの目的は、各団体の役員同士が相容れない意見を調整し、お互いを理解することが、今後の町の活性化に不可欠だからです。４）『職業訓練法人人吉球磨能力開発センター』は、平成9年度末をもって熊本校へ廃合された熊本県立人吉高等技術訓練校の施設を引継ぎ、人吉球磨地域住民をはじめ、関係機関、各事業所等の支援・協力により、「職業人として才能ある技術者の養成と生涯訓練を通じ、本地域の経済社会の発展に寄与する。」ことを目的として、平成10年4月に職業能力開発促進法に基づき設立された職業訓練法人です。土地・建物は人吉市が熊本県から購入し、開設以来、職業訓練法人人吉球磨能力開発センターに無償で貸与し、今日まで活用されてきました。しかし、令和2年7月の豪雨災害により、土地の所有者である人吉市は、人吉球磨能力開発センター及び人吉市シルバー人材セ

ンターが立地する用地を、災害公営住宅の建設用地とすることを決定したと球磨郡町村長、各種関係団体等に報告し、令和4年3月までの明け渡しの要請がありました。令和4年度までは職業訓練法人としての活動ができますので、市令和4年度は教室をあさぎり町内の講師事業所に移し、現在の受講生3名の受講を継続することが決まっていますが、令和4年度の1年間で移転先を確保し、職業訓練を継続していくための協議を今後関係者で進めて参ります。12番、建設課。1)『サイクリングロードの整備』はもともと健幸づくりとして事業の検討を始めましたが、熊本県の「人吉球磨地域自転車ネットワーク計画」が進んでいましたので、会議の際に球磨川沿いのサイクリングロードと県道43号錦湯前線を結ぶシンボルロードの整備を提案しましたところ、舗装改良工事を含め、63.25%の補助で事業に取り組むこととなりました。令和4年度は3期目の整備事業になります。町が単独で行います古町黒田線の歩道整備も合わせ行い、おかげで幸福駅を起点とした「サイクリングロードの整備」と「歩いて健幸づくり」の歩道整備で、町民の健康づくりと合わせて、観光客を誘致できるサイクリングロードと歩道の整備を進めて参ります。『伊賀川内水被害対策事業』については、令和2年度の住民座談会において、川瀬地区と庄屋地区の左岸側の宅地を守ることを想定して輪中堤建設を説明しましたが、現在国土交通省で「球磨川水系河川整備計画」が検討されています。柳橋川と井口川間の宅地と農地の冠水対策につきましては、河川整備計画に沿って県土木部河川課とともに調査・計画・設計を進めて参ります。同様に、田頭川につきましても、現在は大型土嚢で仮の処置を県に実施していただいておりますが、堤防の嵩上げなどの対応を県土木部河川課に要望して参ります。3)、令和3年6月28日に発生しました千葉県八街市の児童5人が主張した悲惨な事故を教訓として、登下校中の児童を事故から守るために、国は『通学路整備』の予算処置を優先的に行っています。令和4年度は免田中央通り線と吉井下道線の交差点より吉井側の歩道整備事業に取り掛かります。引き続き国道219号の大正町・本町・二子区間と町道八幡庄屋線の踏切と国道間の整備を国土交通省と熊本県に要望して参ります。13農林振興課、『農業経営診断』は3年目を迎え、令和4年度は過去2年間のデータをもとに、不足するデータを新たに収集しながら、農家の増収増益に資する経営改善のお手伝いを実施します。さらに「農業経営診断結果」をもとに、農家の経営改善努力では解決できない深刻な問題を取上げ取りまとめ、農林水産省と熊本県に要望活動を行います。伴走型支援と農業簿記の指導は、令和3年度に引き続き実施していきます。2)『一の木川の沈砂池の設置』は、永年の幸野溝沿線住民の願いでしたが、みどりの流域治水で、山からの土砂流出対策を検討する場所としてあさぎり町が指定され、「幸野溝等土砂流出抑止対策検討協議会」が立ち上がり、検討が進められてきました。また、百太郎溝の越水対策としましては、町単独予算で町道(堤防)の嵩上げ工事を行い、県には遊水池の設置で、宅地と農地を浸水から守る事業計画を要望してまいります。3)です。日本たばこ産業との『農業分野活性化連携協定』に基づき、町内農家の経営改善のための支援として、まずは世代間(父親・母親・後継者・後継者嫁)の意見を集め、集めた意見を取りまとめ家族協定の協議を行う予定です。また、アプリによる農業簿記の取組も予定しています。株式会社ツムラとも、令和4年度の事業連携の協議を廃止します。あさぎり町の主要な農産物となった生薬栽培のデータ化に努めると共に、安全安心な生薬を生産し、農家の収入の安定に資する取り組みを検討していきます。5)『スマート農業』の導入により、優れた栽培方法をデーターとして整理し、AIを使うことで労働力の削減につながり、10アール当たりの収益を上げることが可能となります。まずは優れた栽培技術を収集しデータに取りまとめることから始めるために、県の補助事業である「令和4年度データ駆動型農業の実践体制づくり支援に係る事業」について県と連携して事業に取り組む計画です。14、農業委員会、1)『皆越地区の荒廃農地活用事業』では、荒廃農地を利用してクヌギを植林し、植物活性剤などを利用して成長を促進し、8年で伐採し炭材とします。活動資金は、企業版ふるさと納税を利用するために外部専門企業に協力をお願いし、植林・育林から製品となった木炭の販売までを、木炭の販売までを皆越区と連携して実施します。完成した

高級木炭は販売し、クズ炭は土壌改良剤として農地や林地に散布します。これによりCO₂の貯留となり、カーボンオフセットとして脱炭素社会の実現に貢献することになります。まずは皆越区の農地所有者との契約の協議から始めます。令和5年3月には植林を行う予定で進めます。植林や下払い作業には、外部専門企業の社員にも参加をお願いし、区民との交流も計画してまいります。15、教育課、1)『GIGAスクール』。子供たちの個性に応じた資質・能力を、一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すため、令和2年度に、児童・生徒一人一台のタブレット端末とその活用に必要な各種機器を整備しました。令和3年度は、全校のICT機器の活用を推進するため、ICT支援員とGIGAスクールサポーターの業務を委託するとともに、岡原小学校を本町のICT推進拠点校に指定し、オンライン授業の実証実験に取り組んでいます。実証の中で、オンライン授業には、ヘッドセット・ハンディカメラが必要と判断し、3学期には異なる機能を持つ数種類のヘッドセット・ハンディカメラを岡原小学校に整備しました。機器の検証は、オンライン授業を全校に広めるため、最適な機器を令和4年度中に選定し学校に配備します。また、ハンディカメラの有効利用を図るため、長期欠席の児童生徒を対象としたオンライン授業を計画します。他にも、文部科学省が推進するMEXCBT（メクビット）を活用するため、令和4年度中に学習eポータルを導入します。箱の枠の中は皆さんで後で御覧いただきますようお願いいたします。2)『総合教育会議』。「町長と教育長及びすべての教育委員とが、十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とし、執行機関同士の協議（自由な幅広い意見交換）と調整（双方の権限と調和を図る）の場とする。」となっています。このことを十分に理解し、①教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策に関すること、②児童・生徒の生命・身体を保護するための講ずべき措置、③平等な教育を受ける権利を守る措置などを総合教育会議の場で協議し調整を図ります。3)『学校規模等適正化審議会』。学校規模等適正化審議会は、条例により学校規模、通学路、学校施設等の適正化を調査審議、調査審議し答申するほか、教育委員会に建議することができるとなっています。「設置した背景」①町内の出生率は年々減少し、町内の小学校の児童数は2021年度776人ですが、2040年度には496人という予測があります。須恵小学校では、令和3年度から複式学級編制の可能性が高まりました。②また、現在の各小学校校舎は、上小47年、免田小50年、岡原小42年、須恵小43年、深田小45年と築年数が経過しており、校舎を大規模改修・長寿命化するのか、新たに統合するのかの課題があります。このため、学校適正規模について検討することとしました。「諮問内容」、あさぎり町立小学校の規模の適正化に関する事項、あさぎり町立小学校の配置の適正化に関する事項、です。「中間答申文」、町内の小学校は地域コミュニティの核であり、地域振興には欠かせない役割があるため、今後、複式学級となっても5校を残すことが望ましいとする。また、町内の小学校は、いずれ老朽化が進んでいるため、いずれも老朽化が進んでいるため、その対応が急がれる。今後は、校舎の改修時期、地域コミュニティの役割を考慮した校舎の改修等の方針及び複式学級とならない学級編制を考慮した校区の見直しを検討する必要がある。「今後の課題」、①課題1として、5校を存続するためには、個別施設計画を定めている改修時期や改修内容（大規模改修、長寿命化、建て替えを含め）について、早急に方向性を示す必要があります。②課題2として、校区の見直しを検討する場合、3、見直しの対象となる区域の保護者の理解を十分得る必要があります。学校規模等適正化審議会の答申が教育委員会に提出された後は、まちづくり審議会で審議された後に議会への提出となります。5項を残すことについても、校区の見直すことについても様々な意見がある中、結論を導き出さなければなりません。まずは、教育委員会において協議をお願いし、総合教育会議で協議・調整を図り方向性を導き出していきます。4)『支援員』、「特別支援教育支援員」は、小・中学校で通常の学級に在籍している児童・生徒のうち学習や生活の面で特別な支援が必要である児童・生徒に対して、障がいに応じた適切な教育を実施するための支援を行うことを目的としています。令和3年度は6校で18名を

採用していましたが、交付税算定は1校1名です。交付税措置については、文部科学省に対して球磨郡町村会で毎年増額の要望を行っております。②「学習支援員」は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策による休業で実施できなかったため、できなかった学習時間の学力保障を目的として、令和2年度は補助率10分の10、令和3年度は補助率が2分の1でしたが、令和4年度は補助金の措置がありません。令和2・3年度は、3年生の4学級に各一人を配置して来ましたが、令和4年度は学習支援員の配置を見送っています。学習効果については、3年生のサポートとして学習支援員が入り、一人一人に寄り添い、個人に応じた指導を積み重ね、学力向上に向けた成果があらわれています。生徒の学力向上はあさぎり中学校の最重要課題ですので、学習支援員の必要性和効果について「総合教育会議」の場で教育委員会と協議を重ねたいと思います。16番まとめとして、今回の施政方針で今後のあさぎり町が取り組む事業を示してきました。今こそ、時代の流れを味方につけ、まずは力のある外部人材に参入してもらい、町内の内部人材が力をつけて、町内の人材と資源が持つ潜在能力を開花させれば、「若者が結婚・出産・子育ての夢を果たせる町」になり、農業を始め6次産業化などで地元産業が活性化することで「生活が豊かになり」若者が戻ってきます。健康なまちづくりを心がけ、ご近所支え合いネットワークや自主防災組織が有効に機能すれば、災害から町民の生命・身体・財産を守り、子育てや高齢者の生活を地域で支えることが可能となり「幸せ感じるまち」が実現できます。この計画をスタートさせることで、あさぎり町の新たな「飛躍」が始まります。ご理解とご協力をお願いいたします。17番「ブリッジ人材」の任用について。時代の中の流れを味方につけ、力のある外部人材の力を借りて内部人材が力をつけるためには、外部専門人材と、あさぎり町内の職員及び民間人を結びつける橋渡し役を担いつつ、事業をプロデュース（仕組みを作る）しマネジメント（運営を管理する能力）のできる「ブリッジ人材」が必要となります。自治体デジタル化と地域社会デジタル化の取組に関わるブリッジ人材として、【内閣官房】地方創生人材支援制度（デジタル専門分野）事業を活用し、総務省から7月に派遣される予定の国家公務員に最高情報責任者（CIO）として、行政と地域及び教育のデジタル化に手腕を振っていただく計画です。「地域プロジェクトマネージャー」も、外部専門人材と内部人材をつなぐ「ブリッジ人材」となります。長時間にわたり施政方針をお聞きいただきましてありがとうございました。私がこのように長くなりましたのは、全てのことを議員の皆様方と情報を共有しながら、共に町の発展のため、町民の幸せのために頑張っていきたいということでこのような詳細な施政方針となりました。また、職員と共にですね、これだけのことを準備できたことを私は職員に感謝したいと思います。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） ちょっと町長にお尋ねします。14ページのですね皆越地区との荒廃農地活用事業というところで、木炭の購入までというところ販売までとおっしゃったんですがどちらが本当なのでしょう。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、ここは、すいませんここはですね、木炭の、これは木炭の購入ですね。すいません木炭の購入までを皆越区で連携して実施します。外部専門企業に買っていただくという意味ですね。すいません。私のほうがちょっと意味を取り間違えて読み上げてしまいました。

日程第6 議案第43号

◎議長（徳永 正道君） はい。日程第6、議案第43号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第43号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう

よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第43号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書をお願いいたします。熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退するものでございます。次の3ページの新旧対照表でございますが、左側の変更後におきまして宇城市を削除するものです。1ページをお願いいたします。附則で施行期日は令和4年7月1日からとするものでございます。経過措置でございますが、改正後の別表第2の規定は、この規約の施行の日以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施工前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第45号、あさぎり町地域デジタル推進協議会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第45号、あさぎり町地域デジタル推進協議会条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。本町におけるデジタル社会の構築を図り、町民の多様な幸せができる、実現できる環境を目指すための組織として協議会を設置するため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、議案第45号、あさぎり町地域デジタル推進協議会条例の制定について御説明いたします。設置の目的ですが、第1条に記載のように、すいません。はい、設置の目的は第1条に記載のように、ただいま町長からの提案理由の読み上げがありましたとおりでございますが、少し具体的に説明いたしますと、皆さん御存じのとおり国のデジタル庁が昨年9月に設置され、行政サービスの電子化やマイナンバーカードの普及などを代表とする行政と地域社会のデジタルトランスフォーメーションの推進が課題となっております。このような中あさぎり町においては、令和4年度に地域社会のデジタル化と自治体のデジタル化について専門アドバイザーの助言を受けながら、今後のあさぎり町での暮らしと社会を支えるデジタル化の推進について検討していくこととしております。そこで、第2条に上げておりますように、1 あさぎり町のデジタル化推進の全般に関すること。2 国及び県からのデジタル化施策に基づく各種事業の推進に関すること。3 光基盤の整備に関すること。主にこれら三つの事項について調査審議し、意見を求めるための協議会を設立する条例の提案を行うものです。協議会の構成につきましては、第3条に記載のように20人以内の委員で、農林商工業者をはじめ、町内企業、医療福祉事業所、教育、金融関係や地域活性化

団体の中から町長が委嘱するものとしております。なお、協議会の下に専門部会の設置を置くことができるとしております。次のページで委員の任期は3年としております。第4条で役員について規定をし、委員の互選による会長、副会長を選任することとし、第6条で協議会の庶務は企画政策課で行うこととしております。附則としてこの条例につきましては、令和4年4月1日からの施行を予定をしております。デジタル化の推進は国を挙げて今後ますます加速されていくものと思われます。あさぎり町では、地域情報化アドバイザーやデジタル専門人材の迎え入れなどを行いますが、役場の行政だけのデジタル化のみならず、町社会のデジタル化、並びに国、県、町が行うデジタルトランスフォーメーションに地域住民の方々とともに協議し、推進していくための諮問機関の設置を提案するものです。以上であさぎり町地域デジタル推進協議会の条例についての説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第46号、あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第46号、あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。避難支援等関係者による円滑な、円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づく避難支援者関係者に対する名簿情報の提供に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、議案第46号、あさぎり町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について説明をさせていただきます。第1条でございます。第1条は目的を記載しております。必要な事項を定めることにより避難支援者等関係者による円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、要支援者の生命や身体を災害から保護することを目的としております。第2条では、この条例の中で出てきております四つの用語につきまして定義をしております。第3条では、避難行動要支援者名簿の作成、失礼しました。避難行動要支援者名簿を作成する理由と、名簿に記載する事項について定めております。第4条では、この名簿情報の提供について定めておりまして、災害時や発生に備え名簿を関係者に提供することや、規則により情報の提供を拒否された場合などについて記載をしております。第5条では、名簿情報の取扱いに関する協定について記載をしております。第6条では、名簿情報の適正管理ということで、遵守事項を記載しております。第7条では、守秘義務について記載しております。第8条では、必要な事項は規則にて定めているこ

とを記載しておりますが、避難行動要支援者の範囲や、情報提供拒否に関すること、登録申出に関する事項などについて規則にて記載しております。規則にて定めております。附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行する。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。この事案につきましては、これまでも常任委員会、全協で説明を受けております。その中でもまた申し上げておりますが、改めてこの場で確認の意味でお尋ねをしたいと思っております。第3条の2項に、2号に、2項に避難行動要支援者名簿というのがございまして、そこに7項目ほど内容を書いてございますが、第4条の名簿情報の提供で、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を提供することができる。第2条の定義では名簿情報というのは避難行動要支援者名簿に記載または記録された情報となっております。これまで説明の中では、名簿はそういう3条の2項に書かれとることで名簿は作るが、その内容をどこまで情報提供するかは個別の事案等々で考えているというようなお話を受けました。ここでお尋ねしたい趣旨は、情報は、個人情報に極力、こういった要支援情報であっても極力必要最小限にすべきである。情報は漏れる可能性があるという前提で、こういうことは取り組むべきだというふうに私は思っておりますが、その付近は充分考慮しながらやっていくというふうな御説明を受けております。で、改めてこの本会議の場で情報提供の部分ですね。情報収集じゃなくて名簿情報、その部分にする考え方改めてお尋ねをしたいと思っております。要支援情報であるからといって個人情報をやみくも、すいません表現いかんです。必要以上にいろんな場面に蓄積することはですね慎んだほうがいいというのが基本的な考え私思っておりますので、その付近についてのトータルの説明を再度この場でお願いしたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） 私も小谷議員と同じような考え方を持っておりまして、ただこの、この条例が災害対策基本法に則ってやっているということで、この第3条のですね2項の（1）から（7）を記載することになってますが、今後ですねそれぞれの区の区長さん、それから自主防災組織の会長さん、あるいは民生委員さんに提供する場合、今小谷議員が言われたような不必要な部分というのは削除してお渡ししたいと思っておりますが、どの部分を削除するかについてはですね、担当課のほうで慎重に、今言いましたように区長さんをはじめ関係者の方々と協議しながら決めていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。今質疑があつりました件は、通常の、平時の場合のお話だろうと思うんですが、4条の3項にはですねもう災害が発生した場合、もう予見される場合は、今言われたことの説明はこれは適用しないというのがこの4条の3項ですね。ですからその場合は、全ての情報が提示されるものだというふうに私は考えておりますが、その中でその避難支援との実施に必要な範囲でっていうのはどうということなんでしょうか。そこをもう少し具体的に説明していただけないですか。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。今、災害が発生し、または発生する恐れがある場合ということで4条の3項のほうに記載してあるわけですが、この中で実施に必要な範囲でっていう部分においては、その支援を必要とする方を特定できる範囲でということで認識をしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 今地域支え合いネットワーク、これが今それぞれの地域でつくられておるわけですが、この1号ですよね。第4条の1項において今全ての全てといいますかね、町が把握してる部分については提供がなされております。それに基づいて各行政区でももう少し詳しく調査をして、それぞれの人

たちをどういうふうに災害の場合は避難させるか、詳細な今計画がそれぞれ練られております。そうしないと緊急の場合は避難させることができないわけですが、町で把握できてない部分、うん。がかなり出てくると、出てきます。それは申請の仕方等々もあるんでしょうけれども、やはり私は思うのは、しっかり支援、そういう支え合いネットワークで調査した事項というのは、例えば危機管理監あたりについてしっかりとそれは掌握しておくべきではないのかなというふうにも思うんですけれども、それと同時にですね、この第6条の1項で、提供を受けた人たちですね、自主防災の会長であつたり区長さんだったり、この責任体制を明確にしておくということが文言入るとるんですが、そこをもう少し具体的に説明していただかないと、それを預かった人たちが責任があるわけで、そこを具体的にどういうことを指しているのか。これは大事なところだと私自身は思っておりますので、御説明いただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい、名簿情報の適正な管理というところでですね、責任体制を明確にすることでございますが、これを明確にするために協定を結ぶこととなっているということでございます。その協定の中で様々な事項について秘密で、守秘義務であつたりその辺のこのことですね詳細については記載されていくものと思っております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番小見田です。今の件ですね小谷議員が質問なさいました避難行動要支援者の名簿に対する記載する事項について町長のお答えがですねこの1から7番のうちに必要と認める者を記載するというふうにおっしゃってますけど、この上位法である災害対策基本法の49条の10においてのですね記載事項はこの1から7を記載するものというふうに明記してございますけど、その上位法がそうある以上、条例としてこれを削除して条例を作成することが可能かどうか、そういう検討はされましたですか。

◎議長（徳永 正道君） 蓼田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓼田 輝幸君） はい、第3条2項で規定しております名簿に関する事項に、名簿の記載に関する事項でございますが、ここに1番から7番まで挙げてありますことにつきましては、上位法である災害対策基本法にて規定されているものでありまして、この7番までの情報が記載された名簿につきましては、町が準備しておく名簿でございまして、その支援等に携わられる支援者の方々に対する名簿というものはまた別に定めるということでここに記載されて、4条のほうで記載されているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい私が先ほど小谷議員にお答えしました意味はですね、第6条の名簿情報の適正管理の中の2項の中に、当該名簿情報を自ら利用または当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。ということはこれは処罰の対象になるわけですね。ですのでこの辺はやはり慎重にやっていかなきゃいけないと思います。今、小見田議員が言われるように、上位法との適合という整合性ということで、これを全部1から7まで書いて渡さなければならないのであればもうそうしなければなりません、今、先ほど溝口議員も言われましたように、今町では行政区ごとに支え合いマップをつくっていただいています。そこにこの町が作りました避難行動要支援者名簿を参考にさせていただきながらですね、もう自分たちで支え合いマップをつくっていただいて、この方は誰が避難行動のお手伝いをするのか。もし地震で家が潰れたときにはどの場所に寝ておられるのか、その辺までを把握していくことがのほうが私は大事だと思います。またこれの取扱いについてはですね、区長会でも再三意見とかまた質問が来ておりますので、もう少しやはり区長会をはじめ自主防災組織、それから民生委員の方々ともですね議論をする必要があるんじゃないかと思います。一応、町としてはこの条例を制定させてもらって、この条例をもとにそういう協議を進めたいと

考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） 確認ですけどほんなら結局２条の２項ですかね。記載する事項の７番目のうち次の第４条にあります名簿情報の提供というところでその中から抜粋して必要なものを提供するというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。その辺のところをですね条例をよく研究しながら、また関係者の方々と協議しながら、もう全てのものを提供するのか。あるいは必要なものだけを提供するのか、そこは協議していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかに質疑ございませんか。ないですかね。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第４６号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第４６号は原案のとおり可決されました。

日程第９ 議案第４７号

◎議長（徳永 正道君） 日程第９、議案第４７号、あさぎり町水道、あさぎり町水道事業基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第４７号、あさぎり町水道事業基金条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり町水道事業の健全な運営に資するため、本条例を制定する必要がある。よって地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、あさぎり町水道事業基金条例について御説明いたします。今回の水道事業基金条例につきましては、今後の水道事業の健全な経営のために、基金を設置することを目的として制定するものでございます。設置第１条では、あさぎり町水道事業の健全な運営に資するため、あさぎり町水道事業基金を設置すると規定しております。積立て第２条から管理第３条、運用益金の処理第４条、繰替運用第５条まではあさぎり町下水道事業減債基金条例と同様の規定としております。処分第６条、管理者は、第１条に規定する目的のために必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができると規定しておりまして、下水道事業減債基金同様、主に起債償還の財源とすることを想定しておりますが、今後の施設整備や料金改定も想定されていること、また大規模修繕の対応など水道事業経営に關しまして不確定要素もいろいろと想定されますことから減債基金のみに限定せずに不測の事態にも備えましてこのような条文としているものでございます。附則、この条例は公布の日から施行するとしております。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議長(徳永 正道君) ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時37分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第48号

◎議長(徳永 正道君) 日程第10、議案第48号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第48号、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。育児休業介護休業等育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) 議案第48号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては育児休業、介護休業等育児または家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によりまして、有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和措置が講じられ、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置が義務づけられたことに伴いまして関係条例の一部を改正するものであります。3ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条、第3号(ア)の任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員を削りまた次の4ページ、第17条第2号アを削り、1年以上との要件を廃止します。次に第20条の次に第21条、第22条を加え、第21条におきましては妊娠または出産についての申出があった場合における措置とし、措置等として制度に関する事項を知らせることや、不利益な取扱いを受けないことがないよう講じるものです。また第22条では勤務環境の整備に関する措置として育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備等に関する措置を講じるものでございます。2ページをお願いいたします。最後に附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これから、これで討論を終わります。これから議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号

◎議長(徳永 正道君) 日程第11、議案第49号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第49号、あさぎり町消防団条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。消防団員の処遇等の改善のため本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) 議案第49号につきまして説明いたします。今回の改正につきましては、消防団員数の減少によります団員定数の改正、また団員の処遇改善のため年報酬と出動報酬を改定することに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。4ページの新旧対照表をお願いいたします。第2条、定員につきまして令和3年10月1日現在の実団員数が612人ということでありますので現在の定員数700人から650人に改めます。第8条、服務規律のただし書中災害について定義を水火災または地震等の災害に改めます。第12条、報酬につきまして年額報酬と出動報酬とし、額は記載の額といたします。団員の報酬を見ますと3万7,000円となりまして、現行3万1,200円から5,800円の増額となります。出動報酬につきましては1回2,000円としまして1回の従事時間が2時間を超えるときは以後2時間までごとに2,000円を加算します。次、5ページをお願いいたします。これは国が示した1時間当たり8,000円を基準というふうにしております。第13条では費用弁償について規定をしております。3ページをお願いいたします。最後に附則としましてこの条例は令和4年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) 10番皆越です。えっとですね、年報酬の増額がありますけども、全協でも御説明ありましたけども、副団長とですね指揮隊長が現状ちゅうか据置きになっておりますけどもその見解について御説明をお願いしたいんですけど。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

●総務課長(山内 悟君) はい、この金額につきましてはただいま議員がございましたとおり副団長、指揮隊長はそのまま据置きということですけども、この金額につきましてはですね、上球磨消防団連合会ですね、4町村ございますけども、その中の話で統一した報酬額にしようという話の協議があったということで据置きというふうになったということでございます。

◎議長(徳永 正道君) 皆越議員。

○議員(10番 皆越 てる子さん) あさぎり町は指揮隊長がおりますけども、このままやっぱり指揮隊長は置くというようなことで継続しておくというようなことでいいんでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。指揮隊長につきましてはあさぎり町のみが設置されておりますので、あさぎり町のみということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） やはり副団長ではですねとても団員を見きらないというようなことでお話を聞いておりますので、指揮隊長はそのままになっている中というようなことを私はお聞きしましたので一応確認してみました。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今回の改正で報酬について機能別消防団員には年額報酬を支給しないというふうに変わっております。ということは機能別団員の方がですね災害時に出動いただいた場合は、今回で言うところの出動報酬ですか。が対象になるものというふうに理解しますが、それである意味当然というかそれでいいと思うんですが、現実的に機能別団員の方々が火災あるいは災害等で出動されてる実績と申しますか状況、それは現在どのようになっていますでしょうか。お分かりでしたらお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい、機能別消防団の目的としましては昼間の火災があったときになかなか現有の団員が出動できない、それを捕捉するものということで機能別消防団員という制度ございますけども、実績正確な数字を把握しておりませんが、昼間の火災であれば何人か、2、3人程度は出動されたという実績は聞いております。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、ここで正確な数字を云々というつもりはございませんが、ようするに例えば天災ですね、これ豪雨災害等々で組織立った招集云々ということがなくても団員は出動しなければならないと一応なっておりますよね。機能別団員の方もそういうことで出られる、自らですね。要するに救助等にされるケースもないほうがいいんですけどもそういうことがあるんじゃないかと思っておりますのでですね。そういう意味で今回出動報酬ですか。はさっき言いましたように当然といえば当然と思いますがその付近のあとの実績の把握等はですねきちんとなされているのかなという気もちょっとしたもんですから、今日ですから機能別団員の方も自らが事故に遭われないような範囲の中でいろんな場面で出動いただくというのが前提で活躍をいただきたいと思うんですが、今回の改正に伴うところのですねそういった実績もきちんと反映されるような運用をぜひお願いしたいと思えます。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 出動人員の把握につきましては、消防主任のほうからですね各部長を通しまして、有事、火災等があった場合は、出動人員の報告を確認をしておる状況ですので、その中で機能別団員の方が出動された場合もその中で報告していただくということにしておるところでございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、議案第50号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第50号、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特別職の非常勤職員である産業医の報酬を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第50号につきまして説明いたします。2ページを御覧ください。今回の改正につきましては、労働安全衛生法第13条の規定により選任することが義務づけられております町の産業医につきまして、年額報酬額を熊本県医師会標準報酬額及び管内報酬、管内の町村報酬額を参考にあさぎり町における関係条例の一部を改正するものでございます。3ページの新旧対照表を御覧ください。別表第1、15産業医の報酬額を年額12万円から36万円に改めるものです。現在の町の産業医は熊本大学の精神科の医師にお願いしております。年3回の定期の会議と別途年6回程度の面談をお願いしております。熊本県医師会標準報酬額を参考にしますと、事業所の人数が200人以上300人未満の場合は、月額4万5,000円以上で年額にしますと54万円となります。また管内町村の産業医の報酬の最高額は36万円ということになっておりますので、管内町村を参考に36万円とするものでございます。2ページをお願いいたします。最後に附則としてこの条例は令和4年4月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、議案第51号、あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第51号、あさぎり町旧役場庁舎条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。旧岡原庁舎及び旧須恵庁舎本館を廃止するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、議案第51号について御説明申し上げます。今回の改正は、

あさぎり町公共施設個別施設計画に基づき実施いたします施設の解体事業に伴い施設の用途廃止を行う必要があり本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。まず第2条、名称及び位置で上庁舎を旧上庁舎に改めております。これは、現在管理している名称に改めるものでございます。次に、解体に向けて事前調査を行う岡原庁舎を削除し、旧須恵庁舎本館の解体に伴い須恵庁舎別館も含むを、旧須恵庁舎別館に改めるものでございます。次の第9条第2項の改正につきましては、今回の改正に合わせて字句を修正するものでございます。次の別表第8条関係の改正につきましては、第2条の改正に伴う施設名の改正及び字句の修正でございます。2ページをお願いいたします。下段でございます。附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、議案第52号、あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第52号あさぎり町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） それでは、議案第52号について御説明申し上げます。今回の改正で主なものは二つございます。一つ目は、負担の公平性の確保を図る観点からの課税限度額の引上げ、二つ目が全世代対応型の社会保障制度を構築するための子ども子育て支援拡大として未就学児に対する国民健康保険税の均等割額の2分の1を軽減するものでございます。5ページからの新旧対照表により御説明いたしますが、改正に伴う文言の改正、条ずれなどの説明は省かせていただきます。それでは5ページをお願いいたします。第2条第2項は基礎課税額、これは医療分と言っておりますが、これを規定するものでその限度額を63万円から65万円に引き上げるものでございます。その下の第2条第3項は後期高齢者支援金等課税額で、その限度額を19万円から20万円に引き上げるものです。11ページをお願いいたします。23条に第2項を追加しております。その内容は6歳に達する年度まで、いわゆる未就学児1人に対して国民健康保険税の均等割額を2分の1に軽減するという内容でございます。第23条第2項第1号のア、前項第1号アに規定する金額を減額した世帯、医療分の7割軽減世帯でございます。以下、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯、エは通常世帯になります。第23条第2項第2号のア、前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯、後期高齢者支援金分の7割軽減世帯でございます。以下、イは5割軽減世帯、ウは2割軽減世帯、エは通常

世帯になります。3ページをお願いいたします。1番下の附則をお願いいたします。第1項は施行期日で、この条項は公布の日から施行します。ただし、今回の改正の趣旨である保険税額に係る改正は令和4年4月1日から施行するものです。次のページをお願いいたします。第2項は適用区分として改正後の保険税は令和4年度以降に適用し、令和4年度分までは従前の例による。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり決定いたしました。可決されました。

日程第15 議案第53号

◎議長（徳永 正道君） 日程第15、議案第53号、あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第53号、あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。子ども医療費助成対象年齢を拡大することにより、子育て世帯の医療費負担を軽減するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい、議案第53号、あさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。この改正につきましては、現在助成対象となっております中学生までを高校生までに拡充するものでございます。新旧対照表にて説明をさせていただきます。まず、第2条第1項第1号でございしますが、子ども中学生までの全課程を修了する年度末までのものをいうところを、子ども満18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいうに改正します。次に、第3条第1項の本町に住所を有するものとする。の後に、ただし婚姻しているもの、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの。または医療保険各法による被保険者で、勤労者を除くの一文を追加いたします。第3条第2項の前項の助成は、他の法令等により国または地方公共団体、あるいは独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療給付を受けた場合は、当該助成額からその額を除くものとする。とあるものを削除しまして、その削除した条文を第4条第2項に追加いたします。また、第6条第3項に前項の規定において、やむを得ない事情があると町長が認めるときは申請をすることができるの条文を追加します。附則でございします。施行期日、この条例は令和4年9月1日から施行する。経過措置。経過措置につきましては3ページにまたがっております。改正後のあさぎり町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成についてはなお従前の例によるとなっております。以上説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号

◎議長(徳永 正道君) 日程第16、議案第54号、あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第54号あさぎり町中心市街地活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。中心市街地活性化推進委員会の所掌事項を中心市街地を含めた町内のくま川鉄道沿線及び駅周辺に変更するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 山口商工観光課長。

●商工観光課長(山口 和久君) はい。議案第54号につきまして御説明を申し上げます。新旧対照表で御説明いたします。題名をあさぎり町鉄道沿線活性化推進委員会設置条例に改めるものでございます。次に、第1条中、中心市街地の活性化をくま川鉄道沿線並びにあさぎり駅、岡留駅及び東免田駅の周辺、以下駅周辺というの活性化に同条あさぎり町中心市街地活性化推進委員会をあさぎり町鉄道沿線活性化推進委員会に改正いたします。第2条中、第1号中、すいません。第2条第1号中、中心市街地をくま川鉄道沿線に改め、同条第3号中、中心市街地をくま川鉄道沿線及び駅周辺に改め、同号を同条第6号としまして、同条第2号中、中心市街地をくま川鉄道沿線及び駅周辺に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加えることとします。2号にあさぎり駅周辺整備基本計画に関する事項、第3号におかどめ幸福駅周辺整備基本計画に関する事項、第4号に東免田駅周辺整備基本計画に関する事項とするものでございます。最後に、2ページをお願いいたします。附則で、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第54号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第55号

◎議長（徳永 正道君） 日程第17、議案第55号、訴えの提起についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第55号、訴えの提起について提案いたします。提案理由を申し上げます。本件土地について所有権移転登記手続請求に関する訴えの提起をするにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 出田教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 議案第55条につきまして、55号につきまして御説明申し上げます。深田高山総合運動公園内には民有地が存在しております。調査の結果今回お示しします土地につきましては、通常の所有権移転登記では登記が難しいため、時効取得を原因とする所有権移転登記の手続を進めたいことを土地名義人の相続人に説明し、協力をお願いしたところ、御理解を得たことから、本件土地について所有権移転登記手続請求に関する訴えの提起をするものです。1、相手方、球磨郡あさぎり町深田ここに記載している土地、名義人の相続人。2ページになります。14名の方々でございます。2、訴えの要旨、趣旨、被告人らは原告に対し、本件土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を求める。3、訴えの概要。旧深田村は昭和61年3月31日までに本件土地及び本件土地の周辺一帯を高山運動公園として整備し、公共施設として管理を開始したことによって所有の意思を持って本件土地の占有を開始し、以後平穩かつ公然に本件土地の占有を継続したものである。（民法162条、民法186条）、そこで土地の権利を承継したあさぎり町は、裁判所に対し本件土地について取得時効を援用し、本件土地の所有権移転手続の請求の訴えを提起するものである。4、訴訟代理人町長が委任したものである。今回は行政としての事務的なミスによりまして何ら不備のない方々を訴えることで事務処理を行いますので、訴訟費用は全額町が負担するものでございます。令和4年度の当初予算に計上しております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号

◎議長（徳永 正道君） 日程第18、議案第70号、あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第70号、あさぎり町農産加工センターの指定管理者の指定について提案いたします。提案理由を申し上げます。指定の期間が終了するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理候補者を当該施設の管理者として指定を行う必要がある。よって、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは、議案第70号について説明を申し上げます。2ページを、次のページをお願いいたします。まず、施設の名称になります。あさぎり町農産加工センター、指定管理者における所在地、あさぎり町上北1,972番地1、名称、有限会社あさぎり町ふるさと振興社、指定の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなります。本町の特産品開発やネット販売、物産振興に携わる有限会社あさぎり町ふるさと振興社に3年間の継続更新をお願いするものとなります。内容につきましては、農産加工センターの管理、加工場におけるみそ、豆乳製品の製造、販売などを委託するものです。なお、指定管理料につきましては、昨年12月議会におきまして一般会計補正予算において債務負担行為として承認をいただいたところですが、平成30年度から令和2年度の3年間の決算をもとに今後の見通しを立て指定管理料の算定がなされているところです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第56号

◎議長（徳永 正道君） 日程第19、議案第56号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第56号、令和3年度あさぎり町一般会計補正予算第8号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の一般会計補正予算第8号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,996万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億8,728万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、議案第56号について御説明申し上げます。まず2ページの続きを読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正です。次の8ページにわたって記載をしておりますが、今回18件の事業につきまして繰り越しをお願いするものでございます。18件の繰越総額は3億7,554万4,000円でございます。内容につきましては、それぞれ担当課長より御説明申し上げます。次、9ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正です。追加で5件の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。内容につきましては、担当課より御説明申し上げます。次10ページをお願いいたします。第4表地方債補正です。8件の事業について、借入限度額の変更を行うものです。合計で4,730万円の減額となるものでございます。詳細につきましては担当課より御説明申し上げます。次13ページをお願いいたします。財政課所管分につきまして御説明申し上げます。歳入からで

ざいます。まず3枠目の目1地方特例交付金は、減収補填特例交付金の交付決定により減額するものでございます。その下の目1地方交付税は、今回の補正の財源を普通交付税で調整するものです。次20ページをお願いいたします。2枠目の目1財産貸付収入は、町で使用していない物品の貸付収入見込額により減額するものです。最下段の目1不動産売払収入は、町有地、2筆分の土地売払収入を計上するものでございます。次の21ページをお願いいたします。最下段の目1雑入ですが、説明欄の一行目、市町村振興協会市町村交付金等その下の市町村振興協会市町村振興事業補助金は、宝くじ収益金の交付決定によるものでございます。次の22ページをお願いいたします。2枠目の目1総務債は、国の補正予算による普通交付税の追加交付に伴い、臨時財政対策債の借入れ額を減額するものです。次25ページをお願いいたします。歳出になります。目6財産管理費の節1報酬及び節8旅費の減額は、委員会の委員報酬とその費用弁償について執行見込額により減額するものです。節10需用費は、公用車燃料費及び施設電気料の支出見込みによる減額。節12委託料は、入札残などによる不用額を減額するものです。次の26ページをお願いいたします。1番下の目14基金費ですが、説明欄の3行目、公共施設整備基金積立金は、基金利子分及び土地売払収入分、それからテレワーク拠点整備事業分及びその他の事業に関わる財源分を積み立てるものです。その下の財政調整基金積立金は基金利子分、二つ下の減債基金積立て分は、基金利子分と後年度の地方債償還の備えとして積み立てるものです。以上で財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時34分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、総務課所管分の説明を申し上げます。17ページをお願いします。歳入でございます。2枠目の目1総務費国庫委託金、節1総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金は、令和3年度分の実績額が確定したことにより減額補正するものでございます。次に3枠目の目1総務費県負担金、節1派遣職員負担金は、県に派遣しております職員1名分の負担金を県から受け入れるものでございますが、今年度の人件費の見込額に合わせて減額補正するものでございます。次に19ページをお願いいたします。下から2枠目の目6消防費県補助金、節1消防費補助金の球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金は歳出で説明します事業費の実績見込みにより減額補正するものでございます。次に20ページをお願いします。1枠目の目1総務費県委託金、節4選挙費委託金の衆議院議員総選挙費委託金は、昨年10月の総選挙の実績により減額補正するものでございます。次に21ページをお願いします。4枠目の目4、節1雑入の説明欄5行目の雇用保険個人負担金は、会計年度任用職員等の個人負担金の実績により減額補正するものでございます。次に22ページをお願いいたします。1枠目の説明欄の最後の行の上球磨消防組合負担金継続費精算金は、平成30年度から令和2年度にかけて進められました上球磨消防組合消防本部の庁舎等建設事業の完了によりまして継続費の精算により不用額が生じたものを受け入れるものでございます。その下の枠で中ほど目4消防債、節1消防施設整備事業債は、歳出で説明いたします事業の実績により減額補正するものでございます。次に歳出を説明いたします。24ページをお願いいたします。まず、今回の歳出補正では給与費について各科目の支給実績及び見込みによる補正を行っており、その総額は給与費明細に示すものでございます。このことは特別会計におきましても同様でございます。よって各科目及び特別会計での説明は省略させていただきますが、特に一般会計の中で説明を要するものとしたしまして、2枠目の目1一般管理費、節3職員手当等の説明の欄2行目の退職手当特別負担金は、今年度退職職員9名に係る特別負担金を計上する

ものでございます。後ほど各所管課において説明します報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の給与費とあわせ今回補正の総額の補正後補正前の額は、45ページからの給与費明細に示すものでございます。それでは、1枠目の目1議会費から説明いたします。目1議会費では支出確定または見込みによる不用額をそれぞれの科目において減額補正するものでございます。主に新型コロナウイルス感染対策の影響によるものが主な原因となります。次に2枠目総務課所管分を説明いたします。目1一般管理費についても、節1報酬から次の25ページの各節において支出確定または見込みによる不用額を減額するものでございます。次に26ページをお願いいたします。枠の中ほど目9支所費、節13のコピーリース料につきましても、支出見込みによる不用額を減額するものでございます。次の目11交通安全対策費、節12の交通指導員業務委託料につきましても、支出見込みによる不用額を減額補正するものでございます。次に29ページをお願いいたします。2枠目の目3衆議院議員総選挙費ですが、節1の報酬から節13の会場使用料までへの各節において実績による不用額を減額するものでございます。次に30ページをお願いします。1枠目の目1監査委員費、節8旅費の費用弁償と普通旅費ですが、研修会などに係る不用額を減額補正するものでございます。次に40ページをお願いします。1番下の枠で目2非常備消防費、節10食糧費、その下目3消防施設費、節18消火栓設置負担金は、支出確定または見込みによる不用額を減額補正するものでございます。その下、目4防災管理費、節10消耗品費及び節17備品購入費は、球磨川水系防災減災ソフト対策等交付金対象の災害避難時の非常用圧縮下着セットや簡易組立てベッドなどの入札残を減額補正するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。45ページをお願いいたします。特別職におきましては、長等及びその他の特別職に係る報酬、給料等を減額しており、その補正の総額並びに補正後及び補正前の額は、表の各段に示すとおりでございます。46ページをお願いいたします。一般職の会計年度任用職員以外の職員、次の47ページ会計年度任用職員におきましても今回の補正予算での給与費の補正の総額並びに補正後及び補正税の額は表の各欄に示すとおりでございます。48ページをお願いいたします。今回の給付費の補正の事由は全てその他の増減分に区分するものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 土肥会計管理者。

●会計課長（土肥 克也君） では会計課所管分を説明いたします。20ページをお願いいたします。2枠目、目2利子及び配当金は、基金運用益の額及びその配分額の決定により、説明欄のとおり補正するものでございます。なお、特別会計の国民健康保険財政調整基金及び介護保険給付費等準備基金についても同様の理由で補正しておりますので申し添えさせていただきます。次のページ21ページをお願いいたします。最下段の目、目4雑入、説明欄3行目の各種保険料控除事務手数料は、団体扱い保険の減少により減額補正するものでございます。25ページへお願いいたします。歳出でございます。2段目の目5会計管理費は、歳入で説明いたしました各種保険料控除事務手数料の減額により財源更正を行うものでございます。以上で会計課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい、企画政策課所管分について説明をいたします。16ページをお願いいたします。歳入です。1番上の欄、目1総務費国庫補助金の上から、節の上から3段目、節4地方創生臨時交付金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国配分額が確定いたしましたので、300万円を追加いたしまして令和3年度の臨時交付金は1億8,148万7,000円となります。18ページをお願いします。下の枠、目1総務費県補助金の節1総務管理費補助金の説明欄にそれぞれ記載がありますが、内示額や交付決定額の減、事業費の確定による減額となっております。次に20ページをお願いします。1番上の枠、目1総務費県委託金の節1統計調査費委託金は、経済センサスの調査に要した支出見込額に応じた交付金の減額です。次に21ページをお願いします。1番上の枠、目1指定寄附金の節1指定寄附金で

ふるさと寄附金です。ふるさと寄附金につきましては、寄附額が順調に推移いたしまして例年の年度末までの推移から2,000万円を追加見込額として増額補正するものです。このページ1番下の枠目4雑入の節1雑入で、説明欄の上から4行目、くま川鉄道、失礼しました。くま川鉄道再生協議会派遣職員人件費負担金の減額で、これは実績によるものです。次22ページをお願いします。下の枠の上から6番目の目6災害復旧費の節2公共土木施設災害復旧事業費で、計上しておりましたくま川鉄道災害復旧事業債につきましては、当初南阿蘇鉄道の例に倣いこの費目で計上しておりましたが、あさぎり町での財務運用上節4その他公共施設公用施設災害復旧事業債とすることと判断したため、費目更正を行うものです。次24ページをお願いいたします。歳出になります。職員の給料手当関係は総務課からの説明がありましたので省略させていただきまして、下の枠、目1一般管理費の節8の旅費から25ページの節13にかけて節13の使用料及び賃借料にかけまして、いずれも実績による減額です。新型コロナウイルス感染対策のまん延防止措置等により出張等がなくなりまして関連経費の支出が減となっております。次、同じく25ページの下欄目7企画振興費の節1報酬から、26ページに分けてまがりますが、節8の旅費まで、主にまちづくり審議会、地域公共交通会議の開催数の減によるものと予定しておりました会計年度任用職員の雇用を他の事業で補ったことにより減額をしております。26ページの節の3枠目、節18負担金補助及び交付金は、それぞれ実績による減額となっております。説明欄の3行目にあります地方バス運行特別対策補助金は、路線バスの運行に伴う市町村負担額について184万7,000円を増額計上するもの、その下のくま川鉄道経営安定化補助金は、例年9月期と3月期の請求があり、先の9月議会で見込額を計上しておりましたけれども、3月期の負担金額の減額が取締役会で了承されたことによる減額です。その下のくま川鉄道再生協議会の負担金は実績による減となっております。その下、目8電子計算費の節7から節13役務費までは実績による減額です。1番下の欄、目14基金費の節24の積立金は、ふるさと基金積立金につきましては、歳入で説明いたしましたふるさと寄附金の伸びによる2,000万円の増額見込みと、利子分の追加額を計上するものです。まちづくり基金積立金、それから1番下の行にありますまち・ひと・しごと創生推進基金積立金は基金利子分の追加分となります。27ページをお願いします。目15の地方情報通信基盤整備推進事業費の節7それから節8の旅費は、地域情報アドバイザー及びテレワーク基本計画アドバイザーの関係でコロナ禍による講師の現地協議等の減によるものです。節13の使用料及び賃借料は、電線の強化とかそれに伴う単価の減によるものです。節14の工事請負費は入札残による減額となります。その下の目17ふるさと寄附対策費の節1報酬から、節4共済費と節8旅費につきましては、業務の一部を業者委託したことによりまして予定していた会計年度任用職員の雇用が、不要となった分の減額です。節7の報償費と節12の委託料は、歳入で説明いたしましたふるさと寄附金の2,000万円の増額に伴う相応分の増額補正となります。次にその下の目18地方創生費の節1報酬と節8旅費は、地方創生推進会議をまちづくり審議会と同時開催したことによる減額です。次28ページをお願いします。目20、すいません。目20の総合戦略費の節8旅費は実績に伴う減額です。その下、目22生活応援給付金給付事業費、これも実績に伴う減額になっております。次29ページをお願いします。1番下の枠で目5経済センサス活動調査費につきましては、調査の実績による減額です。最後に44ページをお願いします。目2その他公共施設公用施設災害復旧費の節18負担金補助及び交付金は、くま川鉄道経営安定化補助金の災害復旧分について負担金の増額分です。令和4年1月時点でくま川鉄道から実績見通しによる事業費の変更増となった旨の説明がありまして、これのあさぎり町分の負担金の増額補正となります。以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） 税務課所管分について御説明申し上げます。13ページをお願いいたします。歳入でございます。1枠目の目1個人、節1現年度分の増額補正でございます。課税所得の増に伴い今回増

額するものでございます。目2法人、節1現年度分の増額補正は、法人税割の増に伴い今回増額するものでございます。二つ目の目2手持ち品課税の手持ち品課税は、1月末の調定実績により減額するものでございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 深水町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。それでは町民課所管分について御説明申し上げます。15ページになります歳入です。1枠目、目1総務手数料、節3住民登録手数料から節6個人番号関係手数料、その下目3衛生手数料、節1衛生手数料につきましても、つきましては実績見込みにより減額をするものです。次のページをお願いいたします。最上段目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金、説明は個人番号カード交付事務補助金につきましては、補助対象となりますマイナンバーカード交付事務に係る実績見込みに伴います減額となります。次20ページになります。1枠目、目1総務費県委託金、節3住民基本台帳費委託金につきましては交付額の決定に伴い減額をするものです。続きまして29ページをお願いします。歳出になります。1枠目、目1戸籍住民基本台帳費、節8旅費につきましては、年度途中の会計年度任用職員の任用の際に満額計上しておりました通勤手当につきまして実績により減額をするものでございます。節12委託料につきましても実績により減額となります。続きまして34ページをお願いいたします。3枠目、目3環境保全費、節10需用費の食糧費につきましてはコロナ禍による交流会中止に伴う減額になります。節12及び節14につきましては、入札残による減額となります。町民課所管につきましては以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） はい。葦田生活福祉課長。はい、生活福祉課所管分の補正予算につきまして説明させていただきます。10ページをお願いします。生活福祉福祉課所管分の地方債補正につきましては、歳入のほうで説明をさせていただきたいと思っております。14ページをお願いいたします。歳入でございまして。2枠目節4の養育医療事業費負担金は、令和3年度におきまして2名の低体重児の御利用がありましたが、保護者負担金が確定しましたのでその差額を減額するものでございます。15ページをお願いいたします。2枠目、1段目節2障害者医療費負担金は、更生医療、育成医療、療養介護医療に対する国の交付決定額、失礼しました。交付決定による減額となります。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、実績により交付額が増額となることによる補正となっております。節4説明の子どものための教育保育給付交付金は、各こども園保育園の定数による予算額に対しまして、児童数の減による減額となっております。その下、障害児給付費等負担金は、障害児通所支援サービスに係る国の負担金で、負担金でございしますが、交付決定額による減額となっております。節5児童手当事業費負担金ですが、国の交付額による減額となっております。節6養育医療事業費負担金ですが、先ほど説明しました低体重児2名の医療費確定により国の負担金額を減額するものです。16ページをお願いいたします。2段目、節1説明の地域生活支援事業補助金は、内示額による予算の減額となっております。節2児童福祉総務費補助金は、各説明ごとの事業において、決定通知書、実績、内示額にて減額を行っておりますが、説明の保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、認定こども園、保育園、学童クラブで働く職員の賃上げを促すために令和4年2月から9月までを事業期間として1人当たり9,000円程度を補助するものでございますが、ここでは2月、3月の2か月分を国の補助金として増額計上しております。節3子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、実績見込額にて補助金額を減額するものです。節4子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金ですが、非課税世帯へ10万円を給付する事業の補助金となりますが、1月の議会にて承認いただきましたが、補助金につきましては3月31日で実績を出し、補助額との差額につきましては精算することということで、3月31日までの対応が困難と考えられます生活困窮世帯分の補助金につきまして減額し、減額した額につきましては令和4年度当初予算へ計上することとしております。節5低所得子育て世帯生活支援特別給付金につきましても実

績見込みにより減額するものです。17ページをお願いいたします。2枠目、2段目、目2節1障害者福祉費委託金は、交付申請額により減額するものです。3枠目、目2節2障害者福祉費負担金、説明の障害者医療費負担金は、国の負担金同様県の負担分を受け入れるものですが、県の交付決定額により減額するものです。その下、障害者自立支援給付費等負担金は、実績により交付額が増額となることによる補正となっております。18ページをお願いいたします。1枠目、節4児童福祉総務費負担金につきましても国の負担金同様県の負担分を受け入れるもので、交付決定額による減額となっております。節5児童手当事業費負担金、その下節6の養育医療事業費負担金も国の負担金同様交付額実績による減額となっております。節7救護施設費負担金の事務費負担金及び保護費負担金につきましては、当初、算定利用者数に対し利用者が減少したことや、入退所や利用者の入退院等により負担金の変動があり減額となっております。2枠目、2段目節3障害者福祉費補助金の重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、県の補助金を受け入れるものですが、交付申請額によりその交付申請額により減額するものです。その下、地域生活支援事業費補助金につきましては、国庫補助金同様、県への交付申請額による減額となっております。節4児童福祉費補助金の説明、多子世帯子育て支援事業費補助金は、実績見込額による補助金の減額でございます。その下、子どものための教育保育給付費地方単独費用補助金から、保育対策総合支援事業補助金につきましては、国の事業同様実績や内示額によって減額をするものでございます。節5子ども医療費助成事業費補助金の乳幼児医療費補助金は、4歳未満の児童の医療費について節6のひとり親家庭医療費補助金は、ひとり親家庭の親、児童の医療費について自己負担額を引いた医療費の2分の1を県が補助するものですが、見込額により減額するものでございます。21ページをお願いいたします。1枠目、節1指定寄附金の説明、災害支援寄附金は2件分の寄附金を増額計上するものです。4枠目、1段目の節1救護施設費納付金の自己負担金は、利用者の入退所による自己負担額の変動による増額となっております。22ページをお願いいたします。1枠目、節1雑入のうち説明の社会福祉協議会運営補助金、病児病後児保育事業負担金、障害者自立支援給付費の国及び県の負担金につきましては、それぞれ令和2年度の実績における返還金や精算金を受け入れるものでございます。2枠目、目7の民生債は23ページにまたがりませんが、それぞれの事業において減額補正をするため民生債の受入れ額についても減額補正をするものでございます。27ページをお願いいたします。歳出になります。目19村おこし協力隊費につきましては、募集に対して応募がございませんでしたので生活福祉課所管分につきましては471万2,000円を減額いたします。30ページをお願いいたします。2枠目、1段目の節11役務費の財産管理人選任申立て余納金につきましては、本人の遺産により対応ができましたので全額を減額いたします。31ページをお願いいたします。目4障害者福祉費の節8普通旅費につきましては新型コロナの影響により中止となった旅費を減額するものです。節18の説明、人吉球磨圏域地域療育センター事業負担金は、利用実績による負担金の増額となっております。節19扶助費の重度心身障害者医療費助成事業、福祉タクシー料金助成事業につきましては、交付申請額及び実績見込みによりまして減額となっております。節22の償還金利子及び割引料は、令和2年度事業と事業の実績と国県の負担金との差額を返還金として増額計上しております。目7社会福祉施設費節8の旅費の費用弁償につきましては、ふれあい福祉センターの利用促進検討会の費用弁償を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、購買に係る部門の小人数での会議のみの開催となったことによりまして不用額の減額となっております。目8子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては、32ページにまたがりませんが、歳入で御説明いたしました3月31日までに支給が困難と考えます事業費について、令和4年度当初予算に計上するため減額するものでございます。32ページをお願いいたします。2枠目、目1節7報償費の出生祝い金は当初85人を見込んでおりましたが、実績見込みにより減額するものでございます。節18負担金補助及び交付金の説明、施設型給付費負担金から新型コロナウイルス感染症拡大防止事業補助金までは、実績見込み交付決定額による減額

となっております。その下保育士と処遇改善臨時特例交付金は、歳入で説明をいたしました保育園、こども園、学童クラブで働く、保育士等の賃金引上げを行うに2月3月分の事業費として増額計上するものです。節19扶助費の障害児通所支援費は見込額による減額となっております。目2児童手当事業費につきましては、交付決定額による事業費の減額を行っております。目3子ども医療費助成事業費につきましては、見込額による減額でございますが、節13子ども医療費ネット申請システムクラウド使用料につきましては、保守委託料にクラウド使用料が含まれておりましたのでその額を減額するものでございます。33ページをお願いいたします。1枠目目4ひとり親家庭福祉費の節19扶助費につきましては、実績見込みによる減額となっております。目5養育医療事業費の扶助費につきましても実績見込みによる減額です。目6低所得子育て世帯生活支援特別給付事業費は、令和3年1月1日以降収入が減少し住民税非課税世帯、非課税相当となった方、または高校生以上の児童のみを養育している住民税非課税の方が対象で児童当たり5万円を支給する事業でございましたが、実績見込みにより減額するものです。目7子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、高校生までの児童1人に対し10万円を支給する事業でございますが、実績見込みにより減額するものです。2枠目、目1救護施設総務費は、休職職員や会計年度任用職員の給与に係る分の減額をしております。34ページをお願いいたします。1枠目、目2救護施設事業費につきましては、歳入の減少分を歳出の各項目において調整し減額をするものでございます。2枠目、目1災害救助費の節22説明の災害救助費負担金返還金は、受入れておりました災害救助費につきまして国の監査後実績額によりまして返還額が生じたため増額補正するものであります。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（木下 尚宏君） 高齢福祉課所管分について説明いたします。9ページ、第3表債務負担行為補正でございます。1番上の人吉球磨成年後見センター運營業務は、成年後見制度推進に關する業務を人吉球磨10市町村が人吉市社会福祉協議会へ委託するものでございます。14ページをお願いいたします。歳入になります。2枠目、目1民生費負担金、節1老人福祉費負担金、養護老人ホーム入所者負担金につきましては、入所者負担金実績見込みによる増額でございます。次のページをお願いいたします。2枠目、目1民生費国庫負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金は、交付決定による減額でございます。負担割合が国2分の1、県、町がそれぞれ4分の1となっております。17ページをお願いいたします。1番下の枠になります。目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金、県負担金分の交付決定による減額でございます。次のページをお願いいたします。下の枠、目2民生費県補助金、節2老人福祉費補助金、説明欄の老人クラブ活動等事業費補助金から、3行目権利擁護人材育成事業補助金につきましては事業実績による県補助金交付決定通知による減額でございます。歳出に移ります。30ページをお願いいたします。下の枠、目2老人福祉からになります。節7報償費は、金婚式記念品につきましては、事業実績による減額でございます。敬老祝い金は支給実績見込みによる減額となります。節10需用費、印刷製本費は金婚式の写真代でございます。節12委託料、敬老会式典業務委託につきましては、実績による不用額でございます。生活管理指導短期宿泊事業委託料、緊急通報装置システム管理業務委託料の減額は、いずれも利用者の当初見込み人員を下回ったことによるものでございます。節18負担金補助及び交付金の老人クラブ補助金、シルバーエイト負担金、シルバーヘルパー活動助成金の増減、それから節19扶助費、高齢者住宅改造助成事業費の減額は、いずれも実績または実績見込みに合わせて計上しております。節27繰出金、介護保険特別会計繰出金の減額は、歳入で説明いたしました低所得者保険料軽減負担金の国、県の負担金補正額に町負担金分を減じた額と保険者としての町負担額を調整し81万3,000円を減額するものとなります。31ページをお願いいたします。目3老人保護費、節19扶助費、老人施設入所措置費の減額は、当初の利用者を28人と見込んでおりましたけれども、実績見込みにより約25人と減少

したことによる不用額でございます。目7社会福祉施設費、節10需用費、電気料は白寿荘電気代の見込みによる不用額でございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、健康推進課所管分につきまして説明させていただきます。7ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。番号1、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名健康政策マネジメント事業です。健康政策PDCAマネジメント支援業務委託において、年度内竣工が見込めないために繰り越しをお願いするものです。14ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目3衛生使用料、節1保健衛生施設使用料の保健センター使用料は、3月までの見込額により減額するものです。次のページをお願いいたします。下の枠の目1民生費国庫負担金、節3国民健康保険事務負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金は、負担金額の確定により減額するものです。目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生負担金の新型コロナワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種者数に応じて受け入れるもので、3月までの見込み数により増額するものです。次のページをお願いいたします。目3衛生費国庫補助金、節2衛生費国庫補助金のマイナンバー情報連携体制整備事業補助金は、国からの補助額確定により減額するものです。新型コロナウイルス接種体制確保事業補助金は、ワクチン接種にかかる費用の補助金で、3月までの支出見込額により減額するものです。次のページをお願いいたします。1番下の枠の目2民生費県負担金、節1老人福祉費負担金の後期高齢者保険、後期高齢者分保険基盤安定拠出金も、拠出金額の確定により減額するものです。節3国民健康保険事務負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金も、負担金額の確定により減額するものです。19ページをお願いいたします。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の利用者支援事業補助金は、昨年10月から立ち上げました子育て世代包括支援センターの運営に係る補助金を受け入れるものです。21ページをお願いいたします。1番下の枠の目2衛生費納付金、節1保健衛生費徴収金の各種健診個人負担金は、金額の確定により減額するもので、その下の新型コロナワクチン接種負担金は、他市町村の方を町で接種した場合の他市町村から負担金として受け入れるものです。目4雑入の説明の1番下、運動教室会費は3月までの見込額により減額するものです。30ページをお願いいたします。歳出です。下の枠の目2老人福祉費、節27繰出金の次のページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計繰出金は、金額の額確定により減額するものです。目6国民健康保険事務費、節27繰出金の国民健康保険特別会計繰出金も金額の確定により減額するものです。34ページをお願いいたします。1番下の枠の目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の病院事業負担金は、公立多良木病院への負担金で、小児病棟化病床関連が新型コロナウイルス関係で収入に対し支出が多くなり、その不足額を特別交付税で措置し支出するために増額するものです。次のページをお願いいたします。目4保健増進事業費、節12委託料の集団検診委託料は、金額の確定により減額するものです。目6予防接種事業費、節3職員手当等は時間外勤務手当や新型コロナワクチン接種業務に伴い、通常業務を時間外に対応するために増額をお願いするものです。節7報償費は、新型コロナワクチン接種にかかる医療連携会議をする必要があるため増額をお願いするものです。節10需用費の燃料費は、ワクチン接種会場での暖房機器等の燃料の燃料代の増額をお願いするものです。節12委託料の個別接種医療機関委託料は、日本脳炎ワクチンの入手が困難となり接種ができなくなったことにより委託料を減額するものです。目8スマートウェルネシティ事業費、節7報償費と節8旅費は、コロナウイルス関係により講演会や研修会が中止となったため不用額を減額するものです。目9保健センター管理費は財源更正を行っております。以上で健康推進課所管の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 以上で終わりですか。高田農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） それでは、農業委員会所管分について説明いたします。7ページを

お願いいたします。第2表繰越明許費補正について、番号2の情報収集等業務効率化支援事業は、農業委員へのタブレット導入が4月以降の納品になり年度内に完了しないため繰り越しを行うものです。次に、歳入の説明をいたします。19ページをお願いいたします。上から2枠目の目4農林水産事業費県補助金の節1農業委員会補助金、農業委員会費補助金、説明の欄1段目、農業委員会交付金と2段目機構集積支援事業費補助金は、交付決定額による増額補正するものです。3段目、農地利用最適化交付金は、農業委員の活動実績に基づき減額補正となります。補正とするものです。4段目、農地集積集約化対策事業費補助金は、全国の農業委員最適化推進員の2分の1に対して、農地の情報を収集し情報を共有するため、新たにタブレットの導入に必要な経費の新規の補助金になります。今回16台のタブレットの導入を予定しております。残りの10台分につきましてはまだ未確定ですが、令和4年度予算でお願いすることになると思います。次に、節2農業費補助金の説明の欄3段目、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金は、当初補助金を見込んでおりましたが、申請がなかったため減額補正するものです。あわせて歳出も減額いたします。次に、歳出について説明いたします。35ページをお願いいたします。下の枠の目1農業委員会費、節1報酬の農業委員の報酬のうち能率給について、農地利用最適化交付金を委員等の活動実績に応じて支給することとなっているため、歳入で説明しました農地利用最適化交付金の減額に伴い、報酬を減額する補正するものです。次の節8旅費、並びに節10需用費の食糧費につきましては、研修などが事業中止により減額補正するものです。次の節17備品購入費は、歳入で説明しました農業委員へのタブレットの備品購入費になります。この事業は国のほうで一括導入され、4月以降の納入になるため繰り越しになります。また、通信費等については、令和4年度当初予算での計上を予定しています。次に節18負担金補助及び交付金は、歳入で説明しました耕作放棄地解消緊急対策事業補助金の減額に伴い補正をお願いするものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） それでは、農林振興課所管分について説明申し上げます。7ページになります。番号の3番、アーム型草払い機購入につきましては、昨年9月補正において計上させていただいております。発注当初は年度内の納品が可能ということでしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、世界的な半導体不足や部品など資材の調達ができず、年度内の納品ができない状況になったため繰り越しをお願いするものとなります。次の番号4定住促進センター改修工事について、こちらも昨年9月補正で計上を行っておりますが、現在実施をしているところです。2月末までの工期となっておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により半導体を使用するウォッシュレット等部品の調達に支障を来しており、年度内の完了が見込めないため繰り越しをお願いするものです。なお、このことで工事監理業務委託につきましても繰り越しということになります。次の番号の5団体営農業農村整備事業につきまして、本年度吉井地区配水路改修工事と須恵神代地区揚水ポンプ更新工事を行っておりますが、主要資材であるコンクリート製品や揚水ポンプの調達が見込めないため繰り越しをお願いするものです。次のページをお願いいたします。番号の17林道災害復旧事業になります。令和2年7月豪雨で被災した大平線1か所と令和3年7月災の6か所及び令和3年8月災の1か所合計8か所について、資材の調達、また適正工期の確保などから、事業の繰り越しをお願いするものとなります。13ページをお願いいたします。歳入になります。最下段の枠目1農林水産事業費分担金につきましては、団体農業農村整備事業の繰り越しにより減額をし、事業完了年度の令和4年度に新たに計上するものとなります。次のページをお願いいたします。3段目の枠、目4農林水産使用料につきましては、新型コロナウイルス関連における農業施設の使用料収入の減額分となります。次に19ページをお願いいたします。目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の農業制度資金利子補給費補助金は、実績に基づき減額をするものです。次の中山間地域等直接支払い交付金につきまし

ては、新たに二つの集落組織において取り組まれた事業に対し受け入れるものになります。また4行目の経営所得安定対策推進事業費補助金、それから多面的機能支払い制度推進費補助金、それから多面的機能支払交付金、それから環境保全型農業直接支払推進費補助金、それから水田産地化総合推進事業費補助金と、土地利用型農業支援事業補助金及び農業制度資金保証料助成費補助金は、いずれも交付決定及び実績に基づく減額となります。また強い農業担い手作り総合支援交付金は、令和2年7月豪雨の復旧事業に対して本年度に実施した支援事業となりますけれども、事業の変更に伴う減額ということになります。次の節3林業費補助金の有害鳥獣駆除補助金については、国県の鹿、猿、イノシシの駆除補助金の交付決定に基づき増額をするものです。また、その下、食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業につきましては、令和2年度から令和4年度まで竹林整備を計画されておりました1事業者が、令和3年度途中におきまして事業を実施しない旨の申出があったため、受入れ予定額の全額を減額するものです。21ページをお願いいたします。2段目の枠、目5林業振興基金繰入金の繰入金につきましては、1件の林業従事者から林業機械等の導入申請がありましたので、5万7,000円を繰り入れるものです。また、その下、目2農業費受託事業収入の農地中間管理機構受託事業収入は、職員の時間外手当など実績に基づき減額をするものです。また次の枠、目4雑入の7行目薬草加工場光熱水費は、実績見込みにより減額をするものです。続いて26ページをお願いいたします。歳出になります。目14基金費、節24積立金、次のページになります。最上段、林業振興基金及び森林環境譲与税基金積立金は、会計課長から説明がありました債券運用益などを積み立てるものとなります。また最下段、目19地域おこし協力隊費のうち節8費用弁償の減額分のうち11万7,000円につきましては、所管分における実績に基づく減額分ということになります。36ページをお願いいたします。目3農業総務費の時間外手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった分の減額。また目4農業振興費、節3時間外手当につきましても新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった分の減額、また、節7報償費ですが、農業経営診断結果検討会時の謝金となりますが、新型コロナウイルスの状況下によりWeb会議での開催としたために減額をするものです。次の節8旅費及び節10需用費の食糧費につきましても、新型コロナウイルスの影響などで出張など取りやめとなった分、または事業の中止に伴う減額ということになります。また節18負担金補助及び交付金の制度資金利子補給費補助金及び農業制度資金保証料助成費補助金につきましては実績に基づく減額ということになります。次の農業振興事業補助金は、これも実績に基づき農業機械施設整備補助金60万5,000円と農業後継者支援金の225万円の減額ということになります。その下地域の話合い推進補助金につきましては、残る2地区分本年度中に実施をしたいと考えておまして、残額について減額するものとなります。それから、強い農業担い手作り総合支援交付金は、歳入で説明をしました再建面積の減による事業費の減額分ということになります。また目5農業経営基盤強化促進対策事業費の報酬、それから旅費、それから需用費の食糧費は、新型コロナウイルス感染症により実施できなかった分の減額ということになります。次の目6農業後継者育成指導費の節10需用費の消耗品費は、あさぎり中農業体験ラボ実施における実施実績に基づく減額分ということになります。また目8水田農業確立対策事業費の節3時間外手当につきましても、新型コロナウイルスの影響で集落営農総会など開催できなかった分の減額、次の節10需用費の食糧費につきましても、転作作付確認後の意見交換会など開催できなかった分の減額となります。次のページをお願いいたします。最上段の節18負担金補助及び交付金の地域再生協議会補助金及び需要適合生産推進事業費補助金は、額確定による減額分となります。また、土地利用型農業支援事業補助金につきましては、昨年、1事業者において水田直播関連機械の導入がなされましたが、額の確定により減額するものとなります。次の目9農業施設管理費の節12設計委託料は入札における残額、それから節17備品購入費につきましても、もみじ館農事研修室のエアコンの老朽化により入れ替えました入札残分の減額となります。次に目10畜産事業費の報償費は、品評会開催におけ

る実績に基づく減額分、それから目8旅費につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で参加できなかった分の減額。また、目18の地域農産物活用拠点強化事業費補助金は、球磨酪農組合のドリンクヨーグルト製造施設整備事業に対するものですが、こちらも実績に基づく減額分となります。目11農地中間管理事業の節3時間外手当につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった事業に対する減額分ということになります。それから目13中山間地域直接支払制度事業費節18の中山間地域直接支払交付金の増額は、二つの集落組織において、12月以降追加で生産性向上加算に取り組まれたため増額をするものです。次の目14多面的機能支払制度事業、節18負担金補助及び交付金は、交付決定に合わせ主に資源向上長寿命化の取組において国県分を合わせた4分の3と町負担分を減額するものです。次の目16農地費、節12委託料は、入札残及び年間を通して工事が年間を通して工事が必要となった分に係る設計委託料の減額分です。次の節16公有財産購入費は、県が実施する一の木谷川沿いの沈砂池の用地買収にかかる残額。また節18負担金補助及び交付金の百太郎溝土地改良区負担金につきましては、令和2年7月豪雨に係る土砂浚渫等に係る町負担分の実績に基づく減額分となります。次のページをお願いいたします。2段目の枠、目2農業振興費の節18負担金及び交付金の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業の減額分につきましては、歳入で説明をいたしました竹林整備を計画されていた1事業者において事業の取りやめをされたので、事業費全額を減額するものです。また、その下、農業従事者育成促進事業補助金は、林業振興基金を活用した事業で、チェーンソー購入における1名の方への補助金ということになります。次の目3公有林整備事業費、節12委託料の素材生産委託料及び造林委託料につきましては、実績に基づく減額分となりますが、予定をしておりました皆越地区の17.58ヘクタールにつきまして、現地調査の結果、傾斜がきつく搬出路の確保が困難であったこと、また、県から依頼で清願寺ダムの土砂、堆積土砂の搬出場所を確保する事業等があったため実施ができなかったことなどから減額するものとなります。次の目5町獣害防止事業費、節18の有害鳥獣捕獲補助金につきましては、主に鹿につきまして令和3年12月までで900頭ほどでありまして、3月末までにあと300頭ほどを見込むため増額をお願いするものです。最後に、43ページをお願いいたします。2段目の枠、目1農地等災害復旧費、節3時間外手当は実績に基づく減額分となります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 山口商工観光課長。

●商工観光課長（山口 和久君） はい。それでは、商工観光課所管分を御説明いたします。まず歳入になります。16ページをお願いいたします。最上段、目1節3で地方創生推進交付金は、計上先振替により減額するものです。続きまして歳出をお願いいたします。26ページをお願いいたします。最下段で目14節24で、5行目産業活性化基金積立金は、歳入で受入れました利子を基金へ積み立てるものでございます。27ページをお願いいたします。最下段の目19で有限会社ふるさと振興社に販路拡大等の目的で1名の地域おこし協力隊を募集予定しておりましたが、令和4年度より新しく株式会社あさぎり商社として組織等変更されますので、その体制が整ってからの募集を計画したいと思いますので補正額915万9,000円のうち商工観光課分は433万円を減額するものでございます。38ページをお願いいたします。最下段で目1節12で実績により減額するものでございます。最後になりますが、節18イベント等補助金は、夏祭りが新型コロナ感染拡大防止により中止となりましたのでその減額分でございます。これで商工観光課所管分を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越明許費の追加でございます。番号の6番からになりますが、款7土木費、項2道路橋梁費で、舗装補修事業、橋梁補修事業、道路維持事業、道路新設改良単独事業、歩道整備事業につきまして、それから次の11

番の項3河川費で、河川改修事業と次のページになりますが、12番の河川浚渫事業につきまして、それから18番の款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費で、公共土木施設災害復旧事業につきまして以上の事業で令和2年7月豪雨災害におきます災害復旧事業の影響が主な要因でありまして、資材不足や人材不足に加えまして入札不調が続いたことによる発注の遅れ、また、新型コロナウイルス感染防止対策で関係者との協議に遅れが生じたことなどによりましてそれぞれ年度内の完了が見込めないことから繰越しとなるものです。13ページをお願いいたします。歳入でございますが、1番下の行で目2土木費分担金、節1砂防費分担金につきましては、深田地区の崖崩れ対策事業に伴っての受益者分担金になりますが、事業への県からの補助金の配分におきまして、事業費の85%が令和2年度に、残りの15%が令和3年度に配分されたことで、分担金におきましてもそれぞれの年度で予算を計上したところですが、繰越しておりました令和2年度予算の範囲内で事業を実施することができましたので全額を減額とするものです。16ページをお願いいたします。目4土木費国庫補助金、節1土木管理費補助金につきましては、個人住宅への耐震化支援事業での補助金の交付実績により減額とするものです。次の17ページをお願いいたします。1段目の節2道路橋梁費補助金につきましては、補助金交付の実績により減額とするものです。2枠目の目3土木費国庫委託金、節1土木管理費委託金につきましては、球磨川の樋門管理委託金の実績により減額とするものです。19ページをお願いいたします。目5土木費県補助金、節1土木管理費補助金につきましては、耐震化支援事業の実績によりまして国庫補助金と同様に減額とするものです。節2河川費補助金につきましては、深田地区の崖崩れ対策事業に伴う補助金であります。分担金と同様に減額とするものです。22ページをお願いいたします。2枠目の目2農林水産業債、節1農村地域防災減災事業債につきましては、清願寺ダム防災事業の負担金に対するものですが、歳出で負担金を増額することとしておりますので、財源としまして増額とするものです。次の目3土木債、節2河川債につきましては、深田地区の崖崩れ対策事業に伴うものですが、分担金補助金と同様に減額とするものです。38ページをお願いいたします。歳出でございますが、1枠目の目18清願寺ダム管理費、節18負担金補助及び交付金につきましては、県で実施されております清願寺ダム防災事業の負担金が増額となるものですが、ダムに堆積した土砂の搬出先であります町外の3か所におきまして、土砂に含まれるヒ素のモニタリングを実施される中で、追加の対策が必要ということで盛土表面の舗装や排水対策が追加となるもので、計画されておりました事業費が3,000万円から1億1,000万円と8,000万円の増額となりますので、増額分の町の負担金としまして事業費の6%増額となるものです。次の39ページをお願いいたします。2枠目の目1土木総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の実績により減額とするものになります。次の目2環境整備資材等支給事業費につきましては、住民協働事業への取組としまして各地区から申請や相談があっておりましたが、協力業者の対応が困難であったりコンクリートなどの資材不足の影響がありまして、年度内の実施が難しいということで実施を見送りされたことによりまして減額するもので、節13の使用料及び賃借料と節15の原材料費につきまして不用額分を減額するものです。次の枠の目1道路橋梁総務費、節12委託料につきましては、入札残による不用額を減額するものです。節18負担金補助及び交付金につきましては、単県事業で国道219号の側溝整備と県道小枝深水線の改良を実施されている分の町の負担金であります。工事の実績によりまして増額となるものです。次の40ページをお願いいたします。1枠目の目1河川総務費、節12委託料につきましては、樋管操作員の委託料の変更によるものですが、ゲートの改修が行われまして操作手間が改善されたことで減額となるものです。次の目3砂防費、節14工事請負費につきましては、深田地区の崖崩れ対策事業になりますが、歳出で説明しましたとおり令和2年度からの繰越予算の範囲内で実施できましたので減額とするものです。2枠目の目2住宅建設費、節12委託料につきましては、設計委託料と管理委託料それぞれ入札残により不用額を減額とするものです。節14工事請負費につきましても入札残に

よる不用額を減額とするものです。43ページをお願いいたします。3枠目の目1公共土木施設災害復旧費、節12委託料につきましては、入札残による不用額を減額するものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、それでは上下水道課所管分について御説明いたします。歳入の16ページをお願いいたします。目の下段、目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、浄化槽設置交付金ですが、個人が設置する合併浄化槽に対する補助率3分の1の国庫補助金を実績によりまして減額するものでございます。19ページをお願いいたします。最上段の目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金、説明の上段の浄化槽設置事業費補助金ですが、国庫補助金と同様に合併浄化槽設置の実績によりまして82万9,000円を減額するものでございます。なお、県補助金は本年度から新築分は補助対象外となり、くみ取り及び単独浄化槽からの転換分のみ補助となっております。続きまして歳出でございます。35ページをお願いいたします。最上段の節18負担金補助及び交付金、環境保全費の続きでございますが、浄化槽設置整備事業補助金につきましては、設置11件の補助実績により減額するものでございます。上段の枠の際下段、目10水道費、節23投資及び出資金、水道事業特別会計出資金については、水道事業経営の安定化を図るための財源として繰り出しをお願いするものでございます。40ページをお願いいたします。目の3枠目、目1下水道費、節23投資及び出資金、下水道事業特別会計出資金については、資本費平準化債の借入れ額を抑制するための財源として繰り出しをお願いするものでございます。上下水道課所管分については以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 会議時間内に議事が終わりそうもありませんのであらかじめ会議時間を延長します。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明をいたします。8ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。番号13、14の小学校及び中学校の感染症対策等支援事業は、今回の歳出で計上しております。年度内での備品等の購入が困難なことから繰り越すものです。15の文化財運搬事業は、神城文化の森様より譲渡を受けました上村焼等の搬出が年度内に終了する見込みがないことから繰り越すものです。また、16の鬼子母神修復事業補助金も年度内に修復が完了しない見込みのため繰越します。9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為を追加します。2の須恵文化ホール複合機賃借、3の須恵文化ホール自家用電気工作物保安管理業務、4の生涯学習センター複合機賃借、5の給食費徴収管理システム使用料は、いずれも令和3年度中に契約を締結する必要があるため債務負担行為を行うものです。限度額は記載のとおりです。次に、歳入を説明いたします。14ページです。最後の枠、目7教育使用料です。節1失礼いたします。節1学校施設使用料、小・中学校体育館使用料は、実績見込みにより減額とするものです。節2教職員住宅使用料は、コロナ禍によりALTの来日が遅れ入居の見込みがないため減額をいたします。節3生涯学習施設使用料と節4体育施設使用料は実績見込みにより減額とするものです。17ページをお願いいたします。最上段の2枠目になります。目6教育費国庫補助金、節3学校保健特別対策事業費補助金は、コロナ感染症対策として購入するアルコール消毒液やサーマルカメラなどの購入に対する補助金です。補助率は2分の1です。その下、節4理科教育設備事業費補助金は、金額確定により増額するものです。19ページをお願いいたします。最後の枠です。目7教育費県補助金、節1教育費補助金水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、中学校英語検定チャレンジ事業補助金、学習支援員配置事業補助金は、金額確定により減額します。21ページをお願いいたします。最後の枠の雑入の説明の下から3行目です。節4雑入、太陽光発電売電収入は、実績見込みにより減額いたします。22ページをお願いいたします。説明、最初の1行目です。公立社会教育施設災害復旧費補助金は、令和2年7月豪雨災害時に被災しました社会教育施設復旧費に対する補

助金です。補助金額が確定したため増額するものです。中ほどの枠です。目5教育債、節2社会教育施設整備事業債は、須恵文化ホール改修事業分を増額し、社会教育施設整備事業債の変更後の起債限度額を3億4,390万円となります。次に、歳出を説明いたします。25ページです。中ほどになります。目6財産管理費、節12委託料、設計委託料は、教育課所管分の入札残を減額いたします。次に、41ページです。職員の人件費に関するものを省きます。1枠目2段目です。目3教育振興費、節1報酬、節4共済費は、ALT来日が遅れているため減額いたします。節7報酬費及び節10需用費、印刷製本費は、コロナ対策標語等募集事業の実績により減額します。節24積立金、学校教育施設整備基金積立金は、今後の小中学校校舎の大規模改修等の事業に対応するため増額するものです。節27繰出金は、利子分を奨学金へ繰り出します。2枠目です。項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、マイクロバス運転手報酬及び節13使用料及び賃借料、車借上料は、水保に学ぶ肥後っ子教室の現地研修が中止になったことによる減額です。節10需用費、消耗品費と節17備品購入費、一般備品購入費はコロナ感染症対策等支援事業によるアルコール消毒液やサーマルカメラなどの購入費を増額しております。節10需用費の電気料は実績見込みにより増額いたします。3枠目です。項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、節3職員手当及び次ページの節4共済費は、会計年度任用職員である学校学習支援員の雇用の実績見込みにより減額します。節10需用費、消耗品費及び節17一般備品購入費は、備品購入費、一般備品購入費は、コロナ感染症対策等支援事業によるアルコール消毒液やサーマルカメラなどの購入費を増額しております。目2スクールバス運行費、節10需用費、スクールバスの燃料費を実績見込みにより増額いたします。次の枠の2段目です。目2公民館費は財源更正です。次の目4文化ホール運営費、節10需用費は、電気料の不足を見込み増額いたします。3枠目です。目1保健体育総務費、節1報酬、節8旅費及び次ページをお願いいたします。節10需用費、食糧費は、スポーツ推進委員と小学校児童社会体育検討委員の会議や研修等の実績により、実績見込みにより減額です。節18負担金補助及び交付金、体育協会補助金と奥球磨駅伝大会負担金は、コロナ禍による事業の縮小や延期による減額になります。次の枠です。目2体育施設費、節1報酬、節8旅費、費用弁償は、コロナ禍によるB&Gプール休館が増えたことによる減額です。節10需用費、食糧費及び節11役務費、廃棄物処理手数料は実績による減額です。節12委託料、相続人と調査業務委託料は、本年度5件を予定しておりましたが、2件の調査にとどまったため残額を減額するものです。節18負担金補助及び交付金は、地域海洋センター連絡協議会負担金を実績により減額いたします。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明漏れはありませんか。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。ページは13ページですね1番上の町税の個人分、これ大変な増額がございましてこのまですべて要因を教えてください。それから20ページですねたしか財産売払い収入があったと思いますけれども、今その売払いの方法、それからその売り払った価格の設定の仕方、これを教えてください。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、13ページの1枠目の目1個人、節1現年度分の増額分だと思いますけれども、これはですね住民税の課税所得の増ですけども、これ私たちも予想しなかった臨時的なもので、ございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい、28ページの失礼しました。20ページの土地売払い収入ですが、通常であれば財産売り払うときには広く公募いたしまして入札と、より高い価格で入札があったものに決定するという方法をとりますが、今回売り払っておりますのはもう宅地、個人の宅地に面したいわゆる水路道路、

旧法定公共物といいますかそういったものでございましたので、特定の利用をすると、特定の方が利用するという個人に売却をしたものでございます。価格の設定につきましては、近傍類似地の宅地の単価を基準としまして、こちらで定めて単価設定をして売却をしたということでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） はい、その財産売払い収入のことはよく分かりました。税務課長にもしそういった何か住民税のなんですか徴収の仕方の法律が変わったとか何かよくそこんとこ私はちょっと分かりませんが、もし分かれたらば何かの機会に教えていただけますか。もう１億円という大変な高額だと思いますので、そんなやっぱり年度でそんな上下するのかなと思ったところが疑問に感じておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） これは適正な課税でございまして、これを言いますと個人が特定されますので答弁は下げさせていただきたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（９番 永井 英治君） よく分かりました。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかに。小出議員。

○議員（６番 小出 高明君） はい、６番小出です。３６ページ農林振興課にお尋ねいたします。節の７補償費の４４万４、０００円の減額になっていますが、令和３年度の農業経営診断申込み参加者は何名だったのか、お尋ねいたします。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） 本年度につきましては１９名で実施をしているところです。もうやがて終わりに近づきますので、ある程度それをもとにですね報告書が上がってくるものというふうに考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 小出議員。

○議員（６番 小出 高明君） はい。令和３年度の一般会計予算節の１２で委託料１、６００万と計上してありますが、これはもう１人５０万の３０名分ということだったと思いますが、この１９名だったら、その委託料、今回には補正ではこの節１２の区分がないわけですが、そういった１、６００万からその人数、参加者の人数分の減額はするべきではないかと私は思います。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、本来であれば議員おっしゃるようにですねこの３月の補正をもって例えば減額であったりですねということ考えられますけれども、現在まだ確定はしておりませんし、事業がまだ完了してないものですから、その完了をもってその金額が確定するということで考えておるところです。なお確かに人数からすれば、当初予定しておった３０名程度ということからすれば、１９名ということからすれば金額的にももっとこう下がるんじゃないかというようなことはありますけれども、そちらもですね実際のところは当初１、６００万で計上さしていただいておって、前払いといいますかその金額がですね大体１、０００万ぐらいなっておるところです。現在がですね。で、通常は最後の精算というところで例えば追加でお支払いをしたり、もしくはそれによってお返しを願ったりですね、するような形になるわけですけど、恐らくその１、０００万円を超えないような金額になるんじゃないかというところで我々も考えているところです。

◎議長（徳永 正道君） 分かりましたか。いいですか。ほかにございませんか。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） 企画政策課にお尋ねします。ページが２８ページ、生活応援券の給付金事業費というのがございました。この８９万５,０００円の減額ですね理由といいますかちょっと聞き漏らしたのかもしれないのでそこをお尋ねしたいんですが。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。この節１８負担金補助及び交付金の生活応援給付金の８９万５,０００円の内訳ですけれども、生活応援券給付の交付の対象者の想定を１万５,０５０人想定しておりまして、７,５０５万円となるんですけれども、対象とならなかった方、対象外の方が１７９名出ましたことから、その人数分の５,０００円を掛けて８９万５,０００円の減ということになっております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） はい、計算しましたら１７９と出たんですが、これは結局人口が減ってたということなんですかね。町内の本来であれば町民全部にこれを給付するということで出たので、１７９名の方が町外に転出されたとかそういうことだったんでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 船津企画政策課長。

●企画政策課長（船津 宏君） はい。ちょっとですけども、予算化をしたときには基準日の時点の人数で１万５,０５０人を想定しておるんですけれども、その後実際に事業を行う段階での対象外となった方が１７９名あったということでそういう状況です。はい。

◎議長（徳永 正道君） 難波議員。

○議員（３番 難波 文美さん） はい。細かい数字ではございますけれども１７９名っていうですね人数が出てるのでそういう理由がですね分かれば良いなと思ってお尋ねをしたんですが、また後日でも構いませんのでお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ほかに質疑ございませんか。溝口議員。

○議員（１２番 溝口 峰男君） 税務課長に聞きますけどね、先ほどの答弁の中に予想してなかったっていう言葉が出てきましたけども、これ現年度ですよ。過年度じゃない。課税漏れじゃなかったのかなと思うぐらいの大きな金額ですけども、何件ですか。当初予算を組むときには課税の９０％近くを予算計上しますよね。非常に大きい金額もなる。もう少し予想してなかったでは納得ができないんですけれども、説明してください。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後５時１８分

再開 午後５時１９分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい、これにつきましては徴収漏れもございませんし現年度に発生しました課税所得でございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。よろしいですか。ほかにございませんか。小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） ページは３６ページですね農業振興課にお伺いしたいと思うんですけど、この地域の話合いの推進補助金とか、それから水田農業経営確立対策事業費の減額とかありますけどコロナ禍における話合い等ですね回数とかそれから集まっていただく方の人数とか、多分少なからうと思うんですけど、今の状況の中で前みたいな座談会あたりでもですね頻繁に行えないような状況でやはりこういうのが減額になるのかなというふうに想像するんですけど、今そういう場合においての例えばその町から農業

者に対するいろんな周知ですね、そういうのができてるのかなという心配があるんですけど、その辺のところでの減額なんですかね。この減額は。

◎議長（徳永 正道君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい、この減額につきましては、地域の話合いっていうのを以前から実施をしております。で、昨年、一昨年と新型コロナの影響によってですねあとの2地区というのができていない状況であります。で、それにもっと、まずは2地区分を終わらせてそして次の段階へ進むということですね、毎年最近予算の計上をさせていただいておりますけれども、いかんせんその今のコロナの状況を考えたときに、なかなかそういう実施のタイミングがですねかなっていかないというようなところでございまして、ただしかしながら残る2地区分というのは、本年度の末をもってですねそれまでには実施しようというところを考えておりますので、それ以外を減額をしているというところでございます。それから周知等をというところをですけれども、そういった状況ですんで周知はやってないというところですね。ただ実施をする予定の2地区につきましては確実にやろうというところと考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第57号

◎議長（徳永 正道君） 日程第20、議案第57号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第57号、令和3年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,943万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億626万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは引き続き第2項を読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、保険給付費等の3月までの見込額により増額補正をお願いするものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番目の枠の目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等交付金普通交付金は、歳出の療養給付費の増額に伴い交付金が増額となるものです。2番目の枠の目1利子及び配当金の増額は、基金の運用額の確定により増額するものです。次の枠の目1、一般会計繰入金の節1、保険料軽減分保険基盤安定繰入金、節2保険者支援分保険基盤安定繰入金、節4財政安定化支援事業繰入金、節5その他一般会計繰入金は、それぞれに歳出額の確定に伴い減額するものです。1番下の枠の目1繰越金の増額は歳入額の調整を行うものです。9ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1一般管理費、次の枠の目1賦課徴収費、次の枠の目1運営協議会費は、財源更正を行っております。1番下の枠の

目1一般被保険者給付費、節18負担金補助及び交付金、次の目1一般被保険者療養費の節18負担金補助交付金、次のページをお願いいたします。1番上の枠の目1一般被保険者高額療養費の節18負担金補助及び交付金のそれぞれの増額は3月までの支出見込額により増額するものです。次の枠の目1特定健診検査等事業費、節1報酬の特定健診指導員報酬の増額は、会計年度任用職員の産前産後休暇が有給となったことに伴い増額するものです。次の枠の目1財政調整基金積立金は基金運用額の確定により増額するものです。次のページをお願いいたします。このページからは給与費明細を添付しております。12ページをお願いいたします。会計年度任用職員の給与につきましては比較の欄に示すをとおる今回の補正の総額を記載しているところです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第58号

◎議長（徳永 正道君） 日程第21、議案第58号、令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第58号、令和3年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,352万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい、引き続き、第2項を読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正につきましては、保険料や繰入金の額の3月までの見込額により減額補正をお願いするものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番目の枠の目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分特別徴収保険料の減額。節2現年度分普通徴収保険料の増額は、保険料の3月までの見込額によりそれぞれ補正するものです。次の枠の目1督促手数料も3月までの見込額により減額するものです。次の枠の目1一般会計繰入金、節1事務費繰入金の増額と節2保険基盤安定繰入金の減額は、それぞれの額の確定により補正をお願いするものです。1番下の枠の目1雑入も3月までの見込額により減額するものです。8ページをお願いいたします。目1繰入金は歳入の財源調整として増額するものです。9ページをお願いいたします。歳出です。1番上の目1一般管理費は財源更正を行っております。次の枠の目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金補助及び交付金の減額は、歳入の保険料と基盤安定繰入金の減額により歳出も減額するものです。次の枠の目1保険料還付金、節2償還金利子及び割引料の減額は3月までの見込額により減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第59号

◎議長(徳永 正道君) 日程第22、議案第59号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第59号、令和3年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第3号について提案いたします。令和3年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,129万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,943万8,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) はい、59号の説明をいたします。

◎議長(徳永 正道君) ちょっと暫時休憩いたします。

休憩 午後5時37分

再開 午後5時39分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。木下高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長(木下 尚宏君) 議案第59号の説明をいたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第二条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。5ページ第2表債務負担行為補正をお願いいたします。1件追加をしております。社会福祉協議会へ委託いたします地域支え合い体制整備事業でございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。目1第1号被保険者保険料、節3滞納繰越分普通徴収保険料の減額につきましては、徴収率の向上によりまして前年度滞納額自体が減少したことによるものでございます。次の目1督促手数料、節1督促手数料は、実績見込額に合わせまして減額しております。目1調整交付金、節1現年度分調整交付金は、介護給付費に係る国の調整交付金でございます。3年度の介護給付費交付決定額による増額でございます。目2地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金、現年度分、節2の包括的支援事業任意事業交付金につきましては、事業実績見込み内示額による減額でございます。目1介護給付費交付金、節1現年度分の減額につきましては、対象となる介護給付費の減少見込みによるものでございます。交付決定額により減額しております。目2地域支援事業支援交付金、節1地域支援事業支援交付金、現年度分の減額は事業実績見込み内示額による減額でございます。次のページをお願いいたします。目1地域支援事業交付金、節1介護予防日常生活支援総合事業交付金、現年度分、節2包括的支援事業任意事業交付金、現

年度分につきましては県の事業負担分で内示による減額でございます。目1 利子及び配当金、節1 基金利子は介護保険給付費準備基金の利子でございます。目2 その他一般会計繰入金、節1 事務費繰入金は、実績見込みによる保険者負担分となります。目3 地域支援事業繰入金、節1 介護予防日常生活支援総合事業繰入金、現年度分、節2 包括的支援事業、任意事業繰入金現年度分は国、県の負担減額に合わせ町の負担分を減額するものでございます。目4 低所得者保険料軽減繰入金、節1 低所得者保険料軽減繰入金は、国県の負担金補正額に町負担分を超えた減額となっております。次のページをお願いいたします。目1 繰越金、節1 繰越金は、補正調整財源としての減額でございます。歳出に移ります。11 ページをお願いいたします。目1 一般管理費、節1 1 役務費、口座振替手数料の増額につきましては、普通徴収保険料の口座振替件数増による増額でございます。目1 介護認定審査会等費、節1 報酬、認定調査員等報酬の増額は、介護認定調査員を会計年度任用職員として任用しておりますけれども、産前産後休暇の有給化が本年1月1日から会計年度任用職員にも適用されておりますので、当該職員に対するその適用期間分の報酬額を補正するものでございます。目1 介護サービス等給付費、節1 8 負担金補助及び交付金、居宅介護サービス等給付費負担金におきましては、要介護認定者が利用したサービスに要した費用の実績見込みによる減額でございます。目1 介護予防サービス等給付費につきましては、財源更正を行っております。目1 審査支払い手数料、節1 1 役務費、審査支払い手数料は実績見込みによる増額でございます。12 ページをお願いいたします。目1 高額介護サービス等費、節1 8 負担金補助及び交付金、高額介護サービス給付費負担金は、サービス費の支給額が確定したことによる増額でございます。目1 高額医療合算介護サービスサービス等費につきましては、財源更正でございます。目1 特定入所者介護サービス等費、節1 8 負担金補助及び交付金、特定入所者介護サービス給付費負担金の減額は、施設入所者が減少したことによるものでございます。目1 基金積立金、節2 4 積立金は、介護保険給付費準備基金へ利子額を積み立てるものでございます。次のページをお願いいたします。目1 介護予防生活支援サービス事業費、節1 2 委託料、訪問型サービス委託料、次の節1 8 負担金補助及び交付金の訪問通所型サービス負担金につきましては、実績見込みによる減額でございます。目2 一般介護予防事業費は財源更正を行っております。目3 任意事業費、節7 報償費、介護相談員謝金につきましては、コロナ禍による実績減により減額をするものでございます。節1 2 委託料、食の自立支援事業委託料につきましては、配食見守りサービスの実績見込みによる増額でございます。節1 8 負担金補助及び交付金の家賃等助成事業補助金は、実績見込額による減額でございます。15 ページをお願いいたします。給与費明細を以降に掲載しております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第60号

◎議長（徳永 正道君） 日程第23、議案第60号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第60号、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第4号について提

案いたします。第1条令和3年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算第4号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、議案第60号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額3億4,656万1,000円、補正額5万9,000円、計3億4,662万円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,927万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,295万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,631万6,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正前の額2億9,103万3,000円。補正額2億2,090万1,000円、計5億1,193万4,000円。3ページをお願いいたします。支出第1款資本的支出、補正前の額3億8,381万4,000円、補正額2億2,739万3,000円。計6億1,120万7,000円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額1億5,110万円、補正額2,610万円の減、計1億2,500万円。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額3,281万1,000円、補正額4万8,000円の減、計3,276万3,000円。詳細につきましては15ページをお願いいたします。補正予算説明書の資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目企業債、節1企業債につきましては、配水管布設替工事の工事費の実績等によりまして、企業債借入れ申込み額が確定したことに伴いまして減額となるものでございます。中ほどの1目出資金、節1一般会計出資金につきましては、水道事業の安定化を図るための財源としまして、一般会計出資金を受け入れるものでございます。下段の1目工事負担金、節1工事負担金につきましては、消火栓設置費用の確定、また貯水機能付給水管設計費用の確定によりまして負担金を減額するものでございます。16

ページをお願いいたします。支出でございます。目の3行目、1目配水設備整備費、節6工事請負費につきましては、配水管布設替工事等の工事費の確定等によりまして減額するものでございます。その下の節7委託料につきましては、各設計業務委託料の確定等によりまして減額するものでございます。下段の1目投資、節1基金につきましては、水道事業の安定化を図るための財源としまして水道事業基金への積立金として支出するものでございます。7ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額3,104万5,000円。8ページ最上段の資金期末残高5億5,747万9,000円となる見込みでございます。9ページをお願いいたします。9ページ、10ページは給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思います。11ページをお願いいたします。11ページから13ページにかけて、令和3年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。11ページ資産の部、最下段の資産合計と13ページ最下段の負債資本合計はともに49億3,919万9,004円の見込みでございます。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、1番です。6ページですね目1の投資、補正額2億5,000万、結局これは基金積立ということになるんだというふうに思いますが、先ほどの条例も今回つくったわけですが、考え方としまして基金をですね今後、適正額と申しますか、どういう考え方で基本的に考えておられるかということをお尋ねしたいと思います。と申しますのは、経営が厳しいからあるいは起債

処分が増えるからこの基金をどんどん積みますというのはやっぱり一般会計特別会計との関係の中ですね、そこはそれなりの考え方が整理されていなければいけないんじゃないかというに思っております。ですから今回のこの2億5,000万を云々じゃなくて、今回基金を設置する中で、今後この基金の在り方をですねどの程度具体的な規模をですねどの程度想定をされておられるのか、そういうのがもし今現時点でありましたらお願いしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい、今回2億5,000万の基金をつくるということで一般会計のほうから繰り出しをいただくことになっております。ちょうどですね、今回経営戦略を策定中でございまして、そういった機会でしたので何とかその突然といいましたら突然、そういったですねありがたいお話をいただいたところでございまして、その経営戦略を策定しよったというところでそういった活用についても今後の将来的な活用についても急々に検討したところでございます。今のところ今の案でございしますが、もうすぐ活用させていただくというようなことにはちょっと今想定はしておりませんで、今須恵地区のほうの施設の再整備ということで、今までの布設替とは違った再整備ということで非常に事業費も今後膨らんでまいります。そういった際の企業債ですね。のほうが据え置きがございまして、令和9年度付近からいよいよそちらの償還も始まってくるということでございます。そういったときに、非常にまた収支のほうも厳しくなってくることも想定されますので、今の段階ではそういった新しく取りかかる整備の企業債の償還に費用に充てると、9年度以降ですね、そういったことを一つは考えております。あとこれ具体的な事例ではないんですけども、今後水道施設の大規模な修繕等も想定されるのではないかと考えております。実際あの上地区の観測ろ過の施設のほうで新年度で2,000万ぐらいだったと思いますけども修繕料として上げております。修繕料につきましては、建設工事等と違いまして収益的収支のほうでももちろん起債も補助金もございせんので非常に資本的収支の経営に与える影響が非常に大きくございます。そういったところで今後そういった1,000万単位ですね修繕料が出てくると、何度も出てくるといった場合には、今回の基金を活用させていただくことも考える、検討していかなければならないのではないかとといったことを課内では話をしておったところでございます。今の時点では、そういった活用を検討しているといったところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、現時点で明確にですね全てをとということでなかなか難しいと思いますが、さっきお話ししました経営戦略の検討を今されてる中でですね、基金の私がここで申し上げた基金の規模と申しますか、それをこの2億5,000万をそのままいくのか、もう少し積み増す必要があるのかを含めてですね、要するに長期の財政計画と連動する話になってきますので、あるいは水道使用料の問題等ですね。当然、ですから何と言いますかねその一般会計という財調みたいな考え方をですね特別会計の基金で持ったですね、財源は一般会計からの繰出金で出資金ですから、その付近は何か最初からある程度きちんとして検討されて整理をしておいていただきたいというのが趣旨です。私が今申し上げてるのは。そういうことで現時点ではまだまだ今後さっき言いました経営戦略との絡みありますからいろいろ御検討される段階だと思いますので、ぜひこの今回新しく作った基金のですね在り方についても、その中で含めて考えておいていただければというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、ありがとうございます。今言われましたとおりですね、経営戦略の中で令和9年度から収支が赤字に変換していきます。そういう中で、これはあくまでも予測ですけども、そういう中で起債の償還も出てきますし、また、このままいきますと水道料の値上げということで町民負担が増えることとなりますので、今回は2億5,000万の基金をつくることができましたが、これを今後また行ってい

くかどうかはまたこれからの財政運営にもよりますし、また上水道の経営につきましてもですね、専門的にいろいろ研究しながら運営をしていきたいと思います。小谷議員が言われるように、長期の経営戦略というものをしっかり固めていく必要がありますので、専門的な方の知恵もかりながらまた庁舎内でもそういう専門的な能力を持った職員も育成しながら、この経営に当たっていきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第60号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第61号

◎議長（徳永 正道君） 日程第24、議案第61号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第61号、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。第1条、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか、審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 林上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はいそれでは、議案第61号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条、令和3年度あさぎり町下水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款下水道事業費用、補正前の額5億8,859万4,000円、補正額3万7,000円の減、計5億8,855万7,000円。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億4,733万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額338万3,000円。当年度分損益勘定留保資金2億254万1,000円。当年度利益剰余金4,141万3,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款資本的収入、補正前の額2億2,174万4,000円、補正額2億3,651万1,000円、計4億5,825万5,000円。3ページをお願いいたします。支出第1款資本的支出、補正前の額4億6,601万9,000円、補正額2億3,957万3,000円。計7億559万2,000円。第4条、予算第5条に定めた企業性を次のとおり補正する。起債の目的、建設債補正前の額2,210万円、補正額1,190万円の減、計1,020万円、資本費平準化債、補正前の額9,550万円、補正額20万円の減、計9,530万円、4ページをお願いいたします。第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額2,876万円、補正額3万7,000円の減、計2,872万3,000円。詳細につきましては、14ページをお願いいたします。補正予算説明書の資本的収入及び支出の収入でございます。目の3行目、1目下水道事業債、節1下水道事業債の特定環境保全公共下水道事業債につきましては、本年度舗装復旧工事、マンホールポンプ改築工事の額の確定によりまして減額するものでございます。説明欄の下組む球磨川上流流域下水道事業債につきましては、3年度事業の減により起債額が減となるものでございます。中ほどの2目資本費平準化債、節1資本費平準化債につ

きましては、3年度当初予算計上時の償却資産見込み数値と、3年度末借入れ時の償却資産確定値に20万円の誤差が生じていたために減額するものでございます。下段の1目他会計出資金、節1他会計出資金につきましては、資本費平準化債の借入れ額を抑制するための財源として一般会計出資金を受け入れるものでございます。15ページをお願いいたします。最上段の節1突貫下水道国庫補助金につきましては、予定しておりましたマンホールポンプ改築工事2基のうち1基については、その後の点検により機械設備の修理で対応できたため、対象となる国庫補助金額を減額したものでございます。16ページをお願いいたします。資本的支出、目の3行目、5目流域下水道建設負担金、節1流域下水道建設負担金につきましては、県が事業主体となる本年度予定の終末処理場建設事業について、令和2年度で前倒して実施されたこと、及び新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う移動制限等の影響で現地調査、詳細設計に遅れが生じたために工事実施を後年に見送ることとなったために減額するものでございます。下段の1目基金積立金、節1基金積立金につきましては、資本費平準化債の借入れ額を抑制するための財源として受入れた出資金を減債基金積立金として支出するものでございます。8ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額1,003万1,000円の減。最下段の資金期末残高8,840万7,000円となる見込みでございます。9ページをお願いいたします。9ページから10ページにかけまして、給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思います。11ページをお願いいたします。令和3年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。11ページ資産の部の下段の資産合計と、12ページ最下段の負債資本合計はともに109億9,620万3,956円となっております。説明は以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第61号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第62号～日程第32 議案第69号

◎議長（徳永 正道君） 日程第25、議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計予算についてから日程第32、議案第69号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。お諮りします。議案第62号から議案第69号について、本日8日は提案理由のみの説明を行い、9日に税務課分を含む厚生文教常任委員会所管課分、10日に税務課分を除く総務建設経済常任委員会所管課分についての説明、質疑を行い、採決は18日に行いたいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって本日8日は提案理由のみの説明を行い9日に税務課分を含む厚生常任委員会所管課分、10日に税務課分を除く総務課、総務建設経済常任委員会所管課分についての説明質疑を行い、採決は18日に行うことに決定しました。なお、御手元に配付した文書のとおり、各課の課長補佐も説明員として出席しますので報告をしておきます。それでは、提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第62号、令和4年度あさぎり町一般会計予算、令和4年度あさぎり町の一般

会計の予算は、次に定めるところによる。歳入・歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ113億6,026万5,000円と定める。議案第63号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算、令和4年度あさぎり町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入・歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,984万1,000円と定める。議案第64号、令和4年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算、令和4年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,891万8,000円と定める。議案第65号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計予算。令和4年度あさぎり町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,616万3,000円と定める。議案第66号、令和4年度あさぎり町水道事業会計予算、第1条令和8年度あさぎり町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。議案第67号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算、第1条令和4年度あさぎり町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。議案第68号令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入・歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ666万2,000円と定める。議案第69号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入・歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,625万5,000円と定める。以上提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後6時14分 散 会